

神崎町第4次総合計画

後期基本計画

—みんなで創る こうざきプラン—

第1部 序論

第2部 後期基本計画

平成28年3月

はじめに



本町は、平成 23 年 3 月に、新たなまちづくりの総合的な指針といたしまして、平成 32 年を目標とする「第 4 次神崎町総合計画」を策定し、目指す町の将来像「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき」実現に向け、まちづくりを進めています。このたび「前期基本計画」が終了することから「後期基本計画」を策定いたしました。

近年の地方自治体を取りまく環境は、急速に進む少子高齢化と人口減少問題、高まる安全安心への意識の高揚、広がる情報化・国際化の情勢、厳しい経済状況など深刻な問題が山積しており、直面する難題を克服するためには創意と工夫による自主的・主体的な行政経営が求められています。

この 5 年の間、本町においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な被害からの復旧・復興に全力で取り組み、さらに活気を呼び込むため前期計画を確実に進め、平成 27 年 4 月には町の観光・防災など多面的な拠点となる道の駅「発酵の里こうざき」がオープンし、同年 6 月には圏央道神崎インターチェンジ・大栄ジャンクション間が開通するなど、飛躍につながる施策が実を結んでまいりました。

こうした状況の中、伝統と緑豊かな自然に恵まれたわが町「神崎」の特性や資源を最大限に生かし、多くの町民の皆様の想いと誇り得るふるさと神崎の創生と、目指す町の将来像「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき」の実現に向け、健康・安心・子育て支援等を重視した施策の取り組みを進めて行く所存でありますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました神崎町総合開発審議委員をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました皆様に対し厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

神崎町長 石橋 輝一

目次

| | |
|--|----|
| 第1部 序論 | 1 |
| 第1章 計画策定の趣旨と計画の期間 | 2 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2. 計画の役割と期間 | 3 |
| 第2章 計画策定において踏まえるべき新たな視点 | 5 |
| 1. 町民ニーズの動向 | 6 |
| 2. 本町の人口推移と将来人口の見通し | 14 |
| 3. 新たな時代潮流 | 16 |
| 第3章 神崎町の将来像と施策の体系 | 19 |
| 1. 神崎町の将来像 | 19 |
| 2. まちづくりの基本目標 | 21 |
| 3. 施策の体系 | 23 |
| 第2部 後期基本計画 | 25 |
| 第1章 町の活力を生み出す健康産業づくり | 26 |
| 1. 農業の振興 | 26 |
| 2. 商業の振興 | 31 |
| 3. 工業の振興 | 34 |
| 4. 観光の振興 | 37 |
| 第2章 交流と定住を支える生活基盤づくり | 40 |
| 1. 土地の有効利用 | 40 |
| 2. 都市・住宅基盤の整備 | 43 |
| 3. 道路・公共交通の充実 | 46 |
| 4. 情報・通信基盤の整備と情報化の推進 | 50 |
| 第3章 教育・子育て応援のまちづくり | 52 |
| 1. 学校教育の充実 | 52 |
| 2. 地域教育の充実と青少年健全育成の推進 | 56 |
| 3. 子育て支援の充実 | 58 |
| 第4章 一人ひとりが輝く生涯学習・スポーツのまちづくり | 62 |
| 1. 生涯学習体制の充実と学習活動の推進 | 62 |
| 2. スポーツの振興 | 65 |
| 3. 伝統文化の継承と文化芸術活動の推進 | 68 |
| 4. 地域間交流・国際交流の推進 | 70 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第5章 生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり | 72 |
| 1. 健康づくりの推進と医療体制の充実 | 72 |
| 2. 地域福祉の充実 | 76 |
| 3. 高齢者支援の充実 | 78 |
| 4. 障がい者支援の充実 | 83 |
| 5. 社会保障の充実 | 86 |
| 第6章 安全で緑豊かな生活環境づくり | 90 |
| 1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備 | 90 |
| 2. 上水道・汚水処理施設の整備 | 94 |
| 3. 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進 | 97 |
| 4. 消防・防災体制の充実 | 99 |
| 5. 防犯活動・交通安全対策等の充実 | 102 |
| 第7章 みんなの絆で取り組む住民主導のまちづくり | 105 |
| 1. 地域活動・コミュニティ活動の充実 | 105 |
| 2. ボランティア活動・NPO活動の充実 | 107 |
| 3. 人権対策・男女共同参画の推進 | 109 |
| 第8章 協働のまちづくりと開かれた自治体経営 | 112 |
| 1. 協働のまちづくり体制の整備 | 112 |
| 2. 情報公開と広報広聴の充実 | 114 |
| 3. 開かれた自治体経営の推進 | 116 |

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨と計画の期間

1. 計画策定の趣旨

神崎町では、平成23年3月に、神崎町第4次総合計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定し、町の将来像「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき」の実現を目指して、これまで各種施策を計画的に推進してきました。

特に、厳しい財政状況にあって「選択と集中」の視点に立ったまちづくり戦略を設定し、「発酵と健康をテーマとした交流のまちづくり」、「若者定住を促す子育て応援のまちづくり」、「町民と行政が一体となって取り組む協働のまちづくり」等に重点的に取り組んできました。

この間、圏央道神崎ICや国道356号バイパスなどの整備により、首都圏へのアクセスが容易となり、これにあわせて「道の駅発酵の里こうざき」を開設するなど町の活性化に努め、一定の成果を上げてきました。

一方で、計画策定後、東日本大震災や集中豪雨等による災害の経験による安全・安心への問題意識の高まり、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などに対応するこれからの地域産業のあり方や予想以上に進行する少子高齢化への対応の再構築など、本町を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

さらに、国において平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」等地方創生関連2法案を制定し、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とする地方版総合戦略等の策定を各市町村の努力義務として規定し、各市町村において人口減少対策に本格的に取り組むことを強く求めるところとなっています。

こうした状況を踏まえ、神崎町第4次総合計画の「基本構想」については現行の考え方を継承しつつ、「基本計画」については各行政分野ごと施策の方針や取り組み内容を再検討・再構築し、計画期間を5年間（平成28年度～平成32年度）とする「神崎町第4次総合計画後期基本計画」を策定しました。

本計画がすべての町民に幅広く親しまれ、多くの町民の参画と協働のもと、誇り得るふるさと・神崎町の創造に向けた取り組みが進められることを願い、本計画の愛称を、「みんなで創る こうざきプラン」と定めます。

2. 計画の役割と期間

(1) 計画の位置づけ

「総合計画」は、これまで、地方自治法第2条第4項において、基本構想の策定が義務づけられていましたが、平成23年5月の地方自治法の改正により、その策定義務はなくなりました。

しかし、「総合計画」は、すべての行政活動の基本となるとともに、住民と行政との共通目標となるものであり、その重要性は変わるものではないことから、今後とも本計画を町の最上位計画として位置づけます。

(2) 計画の役割

「神崎町第4次総合計画後期基本計画」は、計画の位置づけを踏まえ、今後の神崎町のまちづくりの基本方向を示すもので、次のような性格と役割を持っています。

■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や千葉県、広域行政圏等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向性を示すとともに、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「神崎町第4次総合計画後期基本計画」と「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

神崎町第4次総合計画後期基本計画

「神崎町第4次総合計画後期基本計画」は、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものであり、それぞれの施策項目ごとに現状と課題、基本方針、主要施策、目標指標で構成されています。

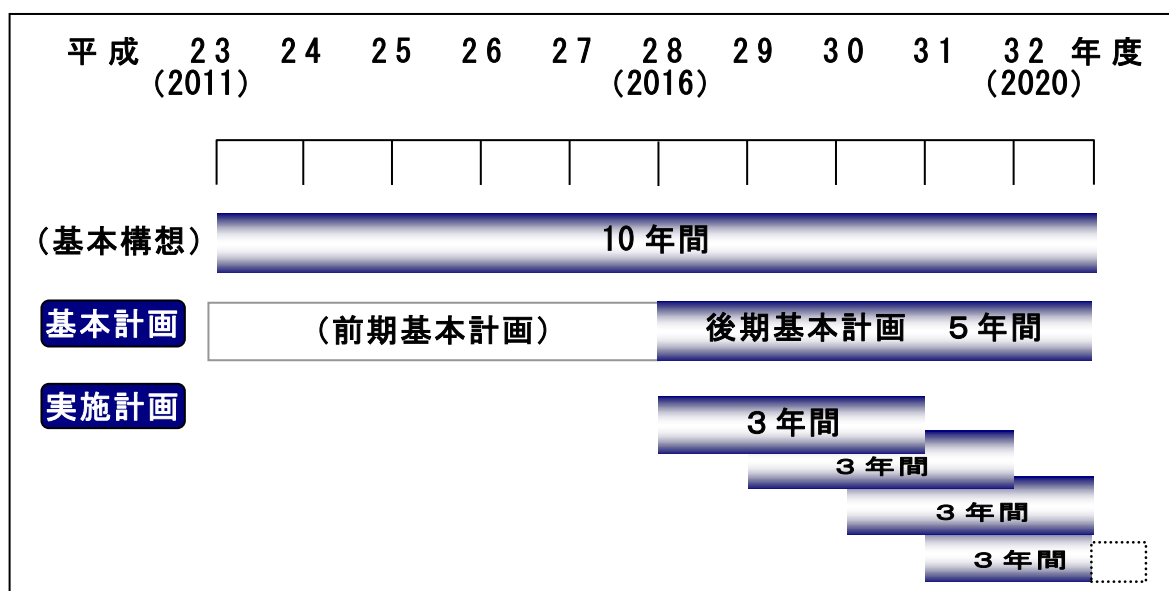
計画期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

実施計画

「実施計画」は、神崎町総合計画第4次後期基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業等を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式¹により毎年度見直しを行います。

神崎町第4次総合計画の構成と計画期間



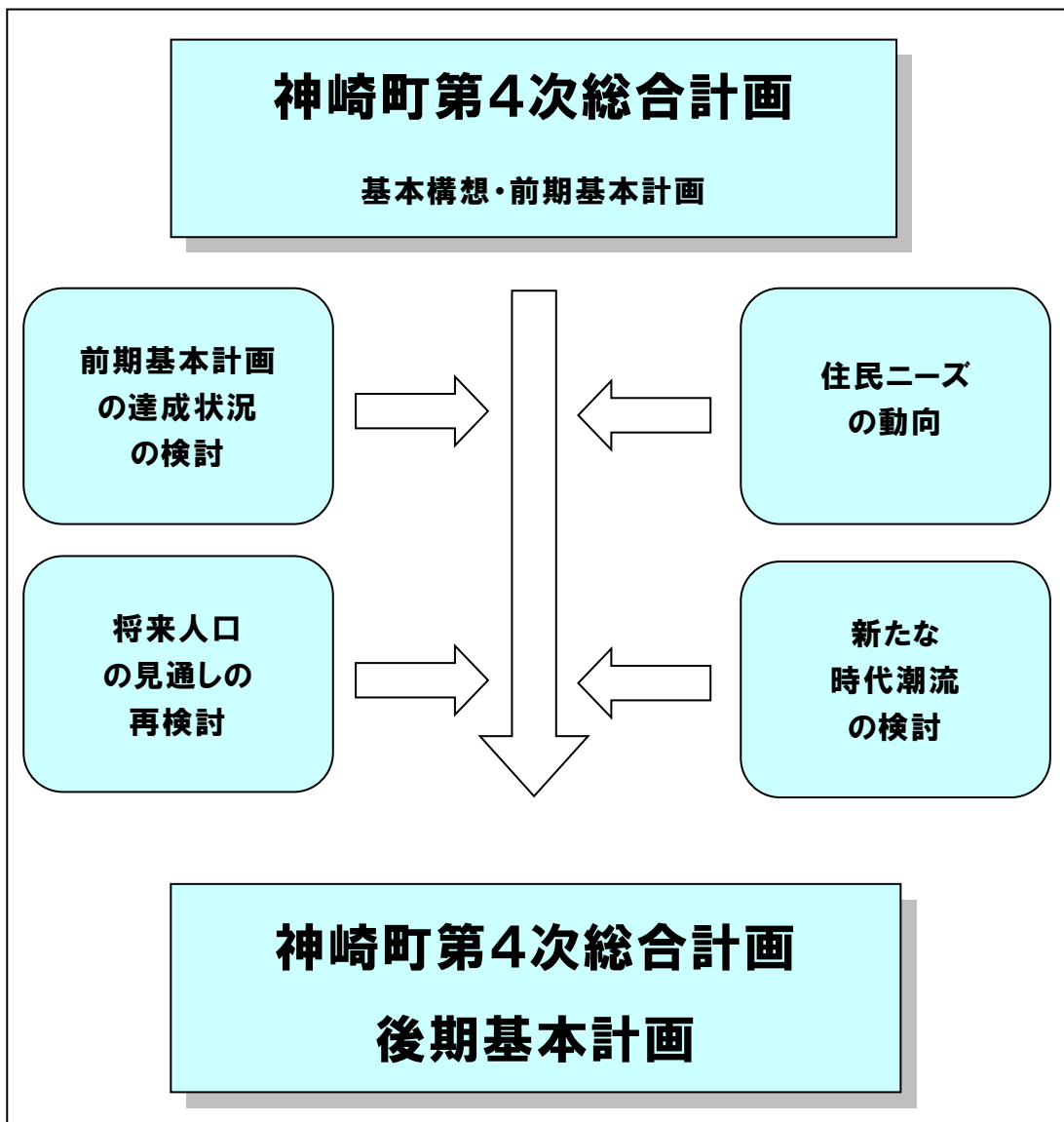
¹ ローリング方式とは、計画の実行→分析・評価→計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していくことで、現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法。

第2章 計画策定において踏まえるべき新たな視点

本計画の策定にあたっては、神崎町第4次総合計画基本構想と、前期基本計画の達成状況を踏まえつつ、直近の住民ニーズの動向や町の将来人口の見通し、時代潮流等を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

そこで、本計画策定にあたって踏まえるべき、要素・背景と検討ステップをまとめると、以下のとおりです。

「神崎町第4次総合計画後期基本計画」策定にあたっての検討ステップ



1. 町民ニーズの動向

本計画の策定にあたって、町民アンケート調査（平成 27 年 1 月に 20 歳以上の町民 2,000 人を無作為抽出し、郵送方法によって実施。有効回収数 527、有効回収率 35.1%）を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

(1) 町への愛着度と今後の定住意向

● 神崎町に対して“愛着を感じる”が 67.7%。一方“愛着を感じない”は 10.8%。

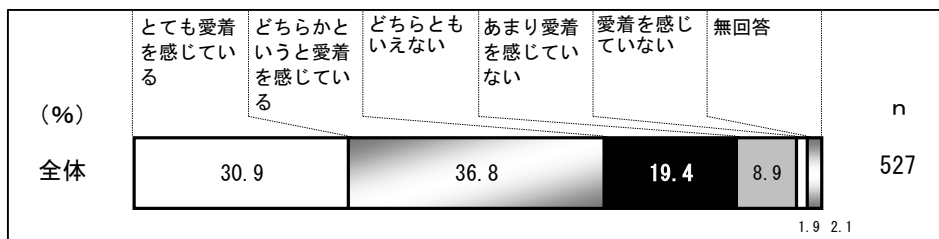
町民の町に対する愛着度を把握するため、「とても愛着を感じている」、「どちらかというとな愛着を感じている」、「どちらともいえない」、「あまり愛着を感じていない」、「愛着を感じていない」の中から 1 つを選んでもらいました。

その結果、「どちらかというとな愛着を感じている」と回答した人が 36.8%で最も多く、次いで「とても愛着を感じている」という人が 30.9%で続き、これらをあわせた“愛着を感じる”という人が 67.7%でした。

これに対して、“愛着を感じない”（「あまり愛着を感じていない」8.9%と「愛着を感じていない」1.9%の合計）は 10.8%となっています。全体的にみて町民の町への愛着度は高いといえます。

なお、「どちらともいえない」は 19.4%となっています。

まちへの愛着度について（全体）



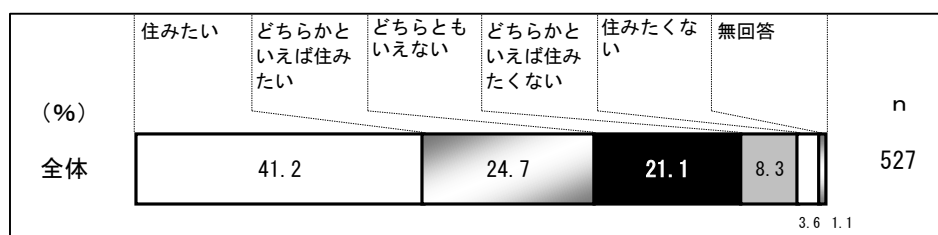
- 今後の定住意向について、全体では“住みたい”が65.9%、“住みたくない”が11.9%。

今後の定住意向を探るため、「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」の中から1つを選んでもらったところ、「住みたい」と答えた人が41.2%と最も多く、これに「どちらかといえば住みたい」(24.7%)をあわせた65.9%の人が“住みたい”という意向を示しています。

一方、「どちらかといえば住みたくない」(8.3%)及び「住みたくない」(3.6%)と答えた“住みたくない”という人の合計は11.9%となっています。

愛着度と同様に全体的にみて町民の定住意向も高いといえます。

今後の定住意向について（全体）



(2) 分野別にみた現状満足度と今後の重要度評価

- 現状満足度が最も高い項目は「保健サービス提供体制」。次いで「上水道の状況」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「学校教育環境」の順。
- 現状満足度が最も低い項目は「バス交通の便」。次いで「鉄道交通の状況」、「商業振興の状況」、「工業の状況」の順。

現状における満足度評価結果の一覧は次頁に示す図のとおりですが、このうち満足度評価が高い上位 10 項目と、満足度評価が低い下位 10 項目を一覧にすると下表のとおりです。

| 現状満足度評価が高い上位 10 項目 | 現状満足度評価が低い下位 10 項目 |
|--------------------------|-------------------------|
| ①保健サービス提供体制 (3.10 点) | ①バス交通の状況 (-3.74 点) |
| ②上水道の状況 (2.41 点) | ②鉄道交通の状況 (-2.36 点) |
| ③ごみ処理・リサイクル等の状況 (1.93 点) | ③商業振興の状況 (-2.35 点) |
| ④学校教育環境 (1.89 点) | ④工業振興の状況 (-1.66 点) |
| ⑤町役場の対応状況 (1.86 点) | ⑤雇用対策の状況 (-1.41 点) |
| ⑥広報・公聴活動の状況 (1.84 点) | ⑥医療体制 (-1.01 点) |
| ⑦コミュニティ活動の状況 (1.44 点) | ⑦林業振興の状況 (-0.84 点) |
| ⑧高度情報環境の状況 (1.23 点) | ⑧国内外との交流活動の状況 (-0.65 点) |
| ⑨文化芸術環境 (1.15 点) | ⑨バリアフリー化の状況 (-0.56 点) |
| ⑩景観の状況 (1.14 点) | ⑩土地利用の状況 (-0.54 点) |

※満足度の算出方法

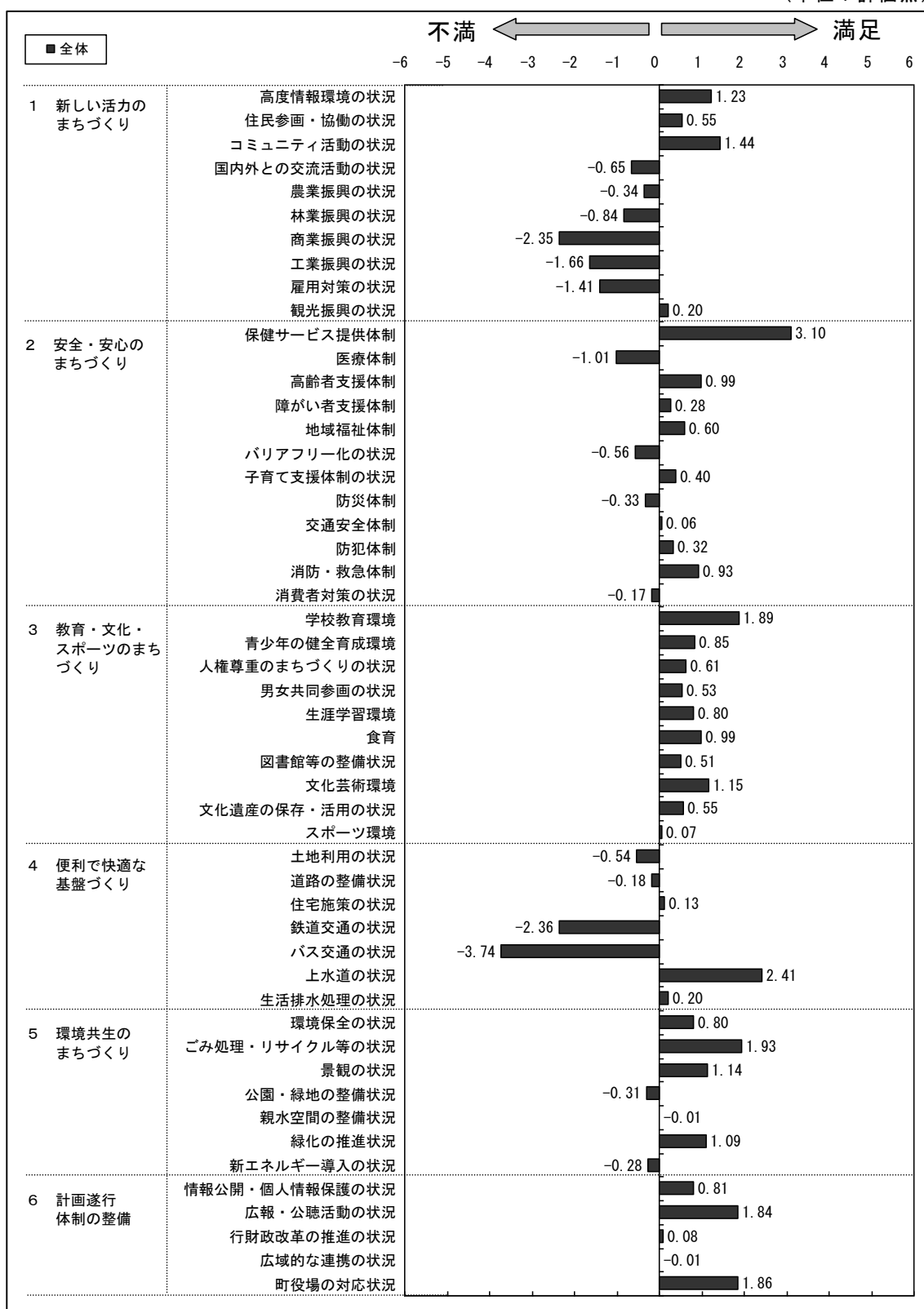
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{matrix} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{「満足している」、「どちらかといえ} \\ \text{ば満足している」、「どちらかといえ} \\ \text{ば不満である」、「不満である」の回} \\ \text{答者数} \end{matrix}}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

まちの分野別にみた現状満足度評価（全体）

（単位：評価点）



- 今後の重要度評価が最も高い項目は「医療体制」。続いて、「保健サービス提供体制」、「鉄道交通の状況」、「高齢者支援体制」、「上水道の状況」の順。
- また、今後のまちづくりで優先度意向が高いと考えられる施策は「鉄道交通の状況」、「医療体制」、「バス交通の状況」の順。

今後の視点で重要度評価が高いと思われる施策についても聞いていますが、その上位 10 項目は下表のとおりでした。医療や保健サービス、高齢者支援などの保健福祉対策、鉄道・道路などの交通対策、上下水道・ごみ処理などの生活環境対策などが上位となっています。

さらに、満足度と重要度の相関分析からみて、今後の町の施策として優先度評価が高いと思われる上位 10 項目も下表に示します。

また、満足度と重要度の相関分析からみて今後の町の施策として優先度評価が高いと思われる上位 10 項目も下表に示します。

重要度と優先度の両者で上位にある施策は、「医療」、「鉄道交通」、「道路整備」、「防災体制」の 4 項目でした。

| 今後の重要度評価が高い上位 10 項目 | 今後の優先度評価が高い上位 10 項目 |
|--------------------------|----------------------|
| ①医療体制 (6.34 点) | ①鉄道交通の状況 (23.02 点) |
| ②保健サービス提供体制 (5.67 点) | ②医療体制 (18.89 点) |
| ③鉄道交通の状況 (5.61 点) | ③バス交通の状況 (18.03 点) |
| ④高齢者支援体制 (5.56 点) | ④商業振興の状況 (11.83 点) |
| ⑤上水道の状況 (5.46 点) | ⑤雇用対策の状況 (9.63 点) |
| ⑥ごみ処理・リサイクル等の状況 (5.45 点) | ⑥防災体制 (9.18 点) |
| ⑦道路の整備状況 (5.42 点) | ⑦道路の整備状況 (9.09 点) |
| ⑧防災体制 (5.21 点) | ⑧公園・緑地の整備状況 (7.09 点) |
| ⑨町役場の対応状況 (5.18 点) | ⑨生活排水処理の状況 (5.31 点) |
| ⑩生活排水処理の状況 (5.10 点) | ⑩バリアフリー化の状況 (5.30 点) |

※重要度の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（重要度）を算出する。

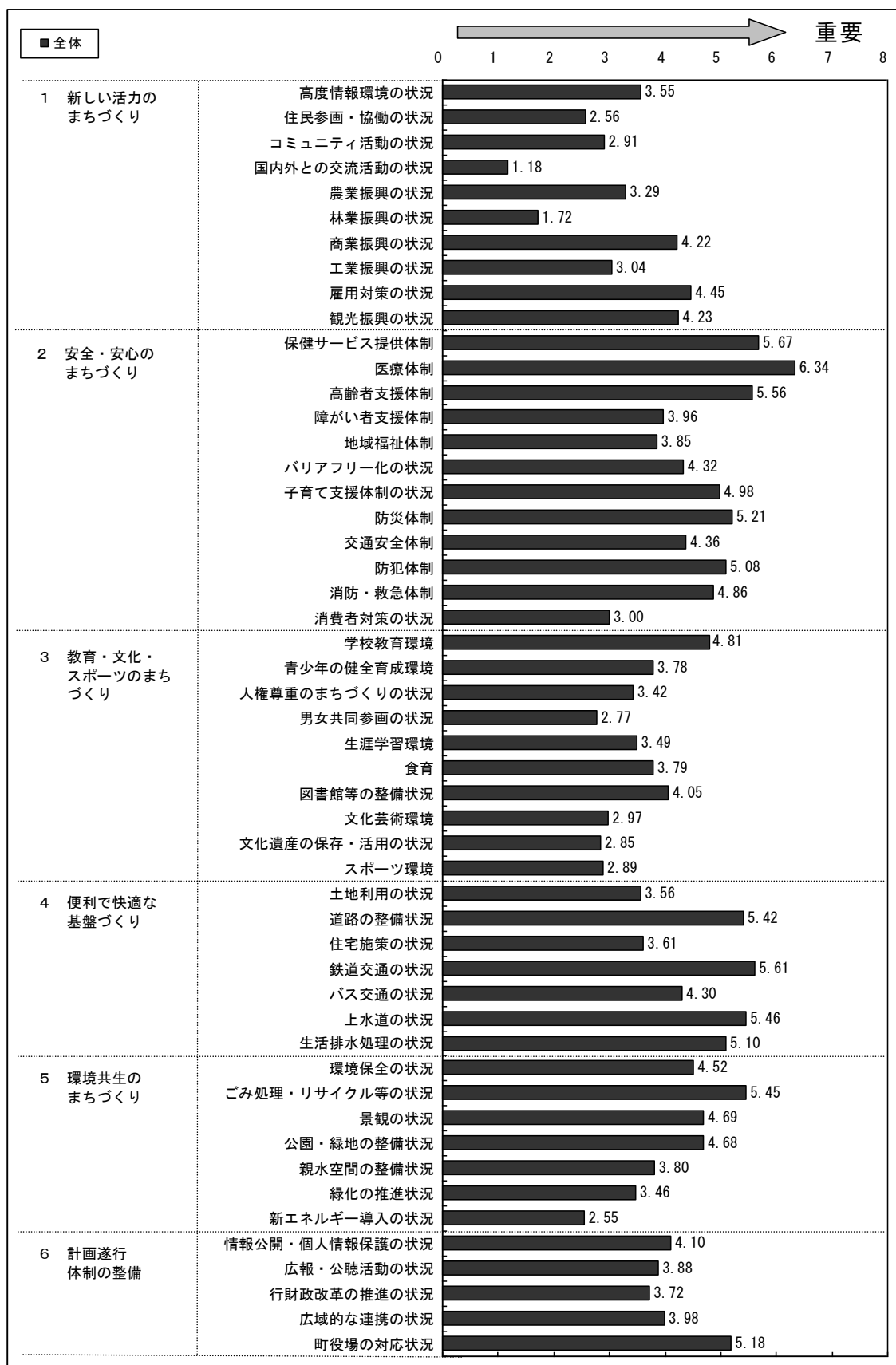
$$\text{評価点} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{「重視している」の回答者数} \times 10 \text{点} + \\ \text{「やや重視している」の回答者数} \times 5 \text{点} + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} + \\ \text{「あまり重視していない」の回答者数} \times -5 \text{点} + \\ \text{「重視していない」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{「重視している」、「やや重視してい} \\ \text{る」、「どちらともいえない」、「あま} \\ \text{り重視していない」、「重視していな} \\ \text{い」の回答者数} \end{array} \right]}$$

※優先度の算出方法

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。
- ② ①で算出した偏差値から平均（中心）からの距離を算出する。
- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。
- ④ ②で算出された平均（中心）からの距離と③で算出された角度から優先度意向値を算出する。

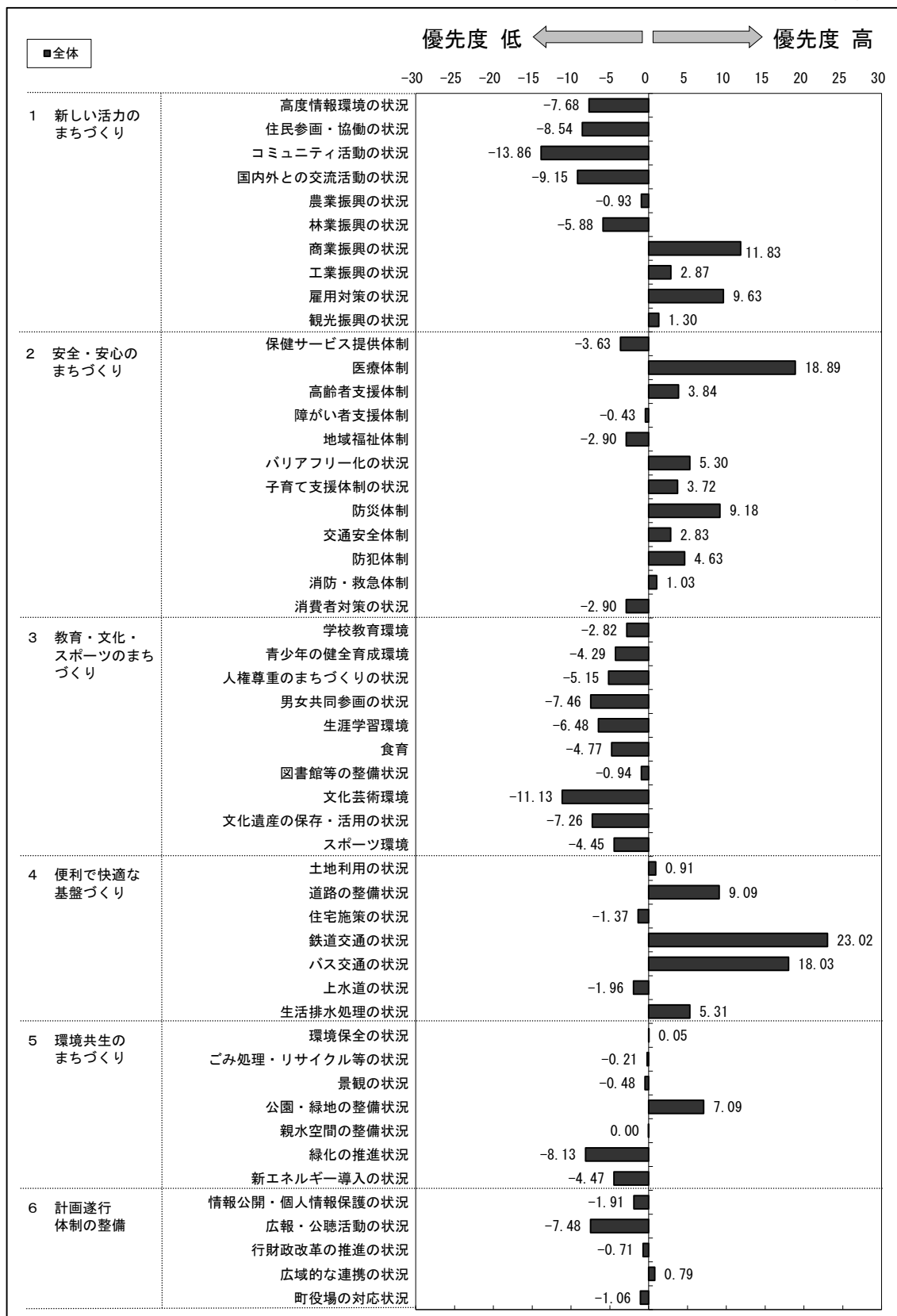
まちの分野別にみた今後の重要度評価（全体）

（単位：評価点）



満足度と重要度の相関（全体／優先度意向）

（単位：評価点）



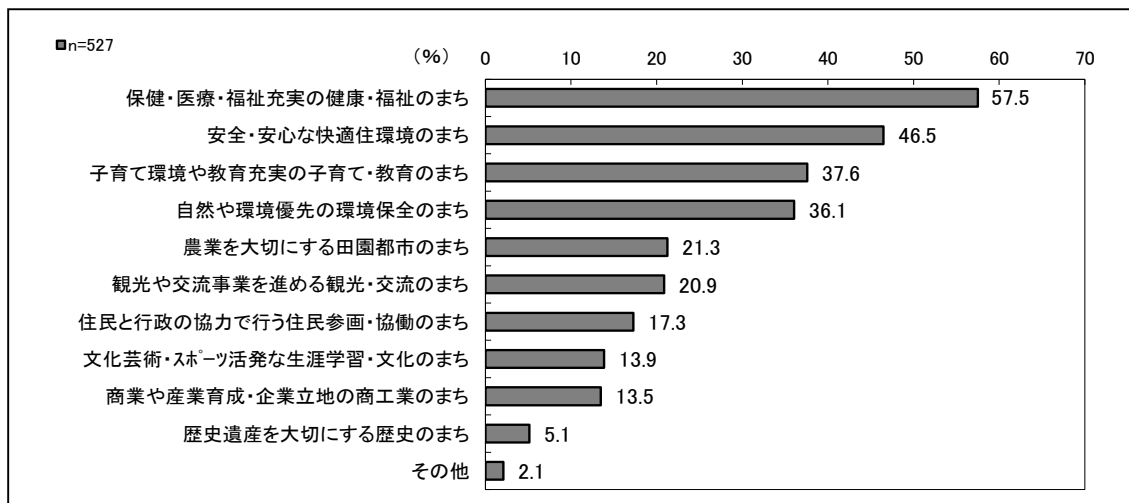
(3) これからのまちづくりの特色・重点方向の意向

- 今後のまちづくりの特色・重点方向の第1位は「保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち」。第2位は「安全・安心な快適住環境のまち」。「子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち」が第3位。
- 但し、年齢別でみた「20代」及び「30代」では「子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち」が第1位。

今後のまちづくりの特色・重点方向の第1位は、「保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち」(57.5%)、第2位以下は「安全・安心な快適住環境のまち」(46.5%)、「子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち」(37.6%)、「自然や環境優先の環境保全のまち」(36.1%)と続き、これらが上位となっています。

これを属性別にみると、下表のとおりとなり、20代、30代では「子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち」が第1位となっていることが特徴として指摘できます。

今後のまちづくりの特色・重点方向について(全体・年齢上位3位/複数回答)



| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----|-------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 年齢 | 20代 | 子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 54.9 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 47.1 | 安全・安心な快適住環境のまち 43.1 |
| | 30代 | 子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 56.4 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 45.5 | 安全・安心な快適住環境のまち 38.2 |
| | 40代 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 51.9 | 安全・安心な快適住環境のまち 49.4 | 子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 39.0 |
| | 50代 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 59.6 | 安全・安心な快適住環境のまち 51.0 | 自然や環境優先の環境保全のまち 36.5 |
| | 60代 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 65.7 | 安全・安心な快適住環境のまち 46.7 | 自然や環境優先の環境保全のまち 38.0 |
| | 70歳以上 | 保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 60.2 | 安全・安心な快適住環境のまち 45.6 | 自然や環境優先の環境保全のまち 39.8 |

2. 本町の人口推移と将来人口の見通し

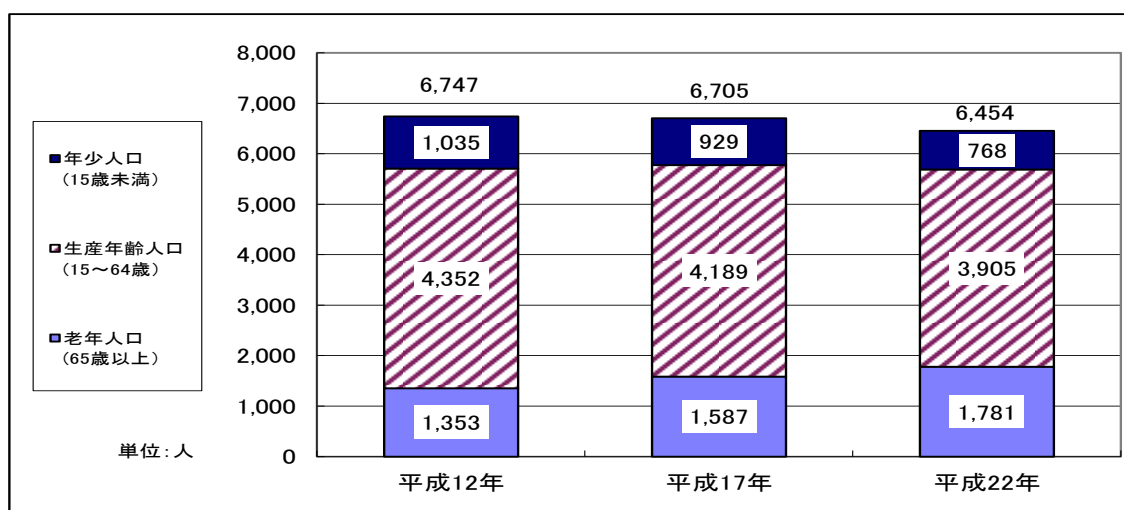
(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口の推移を平成12年以降の国勢調査結果でみると下表のとおりです。平成12年以降平成22年までの人口は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人／世帯、％）

| 項目 | 年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 年平均増減率 | |
|--------------------|---|------------------|------------------|------------------|---------|---------|
| | | | | | H12～H17 | H17～H22 |
| 総人口 | | 6,747 | 6,705 | 6,454 | △ 0.12 | △ 0.75 |
| 年少人口 (15歳未満) | | 1,035 (15.3%) | 929 (13.9%) | 768 (11.9%) | △ 2.05 | △ 3.47 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | | 4,352 (64.5%) | 4,189 (62.5%) | 3,905 (60.5%) | △ 0.75 | △ 1.36 |
| 老年人口 (65歳以上) | | 1,353 (20.1%) | 1,587 (23.7%) | 1,781 (27.6%) | 3.46 | 2.44 |
| 世帯数 | | 2,049 | 2,085 | 2,135 | 0.35 | 0.48 |
| 一世帯当人数 | | 3.29 | 3.22 | 3.02 | - | - |



注) 総人口には、平成12年に7人の年齢不詳を含む。

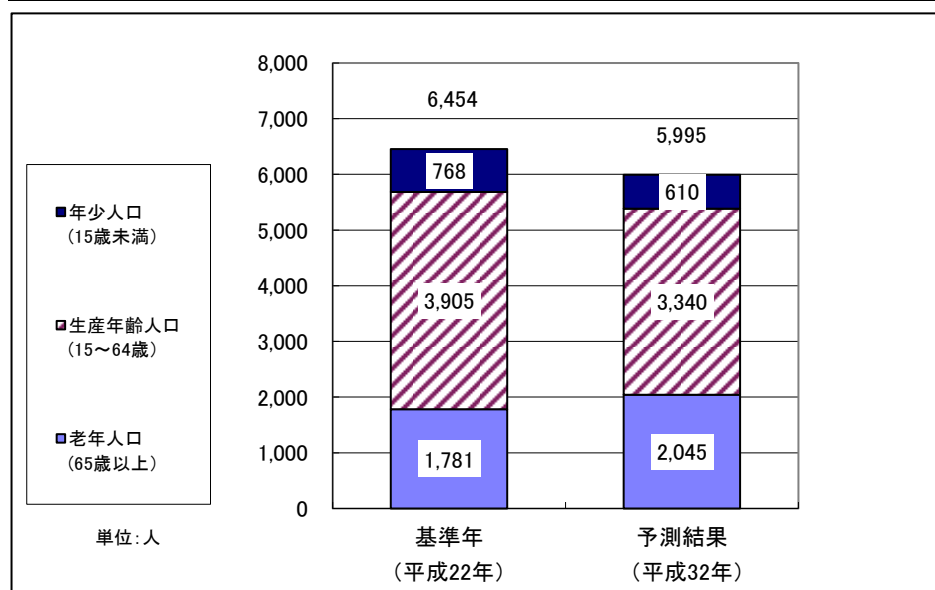
(2) 将来人口の見通し

昭和 55 (1980) から平成 22 (2010) 年までの 7 回の国勢調査結果に基づくトレンド予測によれば人口は今後とも減少傾向で推移していき、目標年の平成 32 (2020) 年には 5,995 人になると予測されました。現行計画基本構想に掲げられている総人口の見込 (平成 32 年に 6,300 人) より下回る結果となっていることから、今後とも一層積極的に人口増加を目指した対策に取り組み、基本構想に掲げられた人口見込数 6,300 人に近づけていくことが求められます。

将来人口の予測結果

(単位：人、%)

| 項目 | 年 | 基準年 平成 22 年 | 予測結果 平成 32 年 | 年平均増減率 |
|--------------------|---|------------------|------------------|---------|
| | | | | H22~H32 |
| 総人口 | | 6,454 | 5,995 | △ 0.71 |
| 年少人口 (15歳未満) | | 768 (11.9%) | 610 (10.2%) | △ 2.06 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | | 3,905 (60.5%) | 3,340 (55.9%) | △ 1.45 |
| 老年人口 (65歳以上) | | 1,781 (27.6%) | 2,045 (34.1%) | 1.48 |



注) 平成 22 年は実績値。

3. 新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画策定後およそ5年を経過した今日、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定にあたって、踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

時代潮流1

少子高齢化の急速な進行、人口減少時代の到来

わが国では、出生数が一貫して減少し、少子化が一層深刻化しつつあるとともに、高齢化も世界一のスピードで進み、世界に先駆けて超高齢社会を迎えています。

また、これらに伴い、人口も急速に減少してきており、このままでは、自治体の維持・存続が困難になるという指摘もみられます。

このため、今後のまちづくりにおいては、すべての分野において、子どもを産み育てやすい環境づくり、超高齢社会に即した環境づくり、定住・移住を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流2

大規模災害の頻発、安全・安心への意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災や近年頻発する豪雨災害の発生等を背景に、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性等に関する人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や悪質商法によるトラブルの増加、国境を越えた感染症や食の安全・安心に関する様々な問題の発生、さらには身近な医療・福祉体制への関心の高まりなどを背景に、安全・安心に暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、本町においても今後のまちづくりにあたっては、消防・防災体制や生活安全体制の一層の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流3

地方産業の低迷とTPP参加問題

地方の産業・経済は、依然として厳しい局面に立たされています。特に、古くからわが国を支えてきた農業はTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加問題等から大きな岐路に立たされているとともに、既存商店街の衰退、事業所の規模縮小や撤退等の状況がみられ、地域全体の活力低下や、これに伴う雇用環境の悪化が大きな問題となっています。

国において観光立国を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成による観光産業の振興を図ることや農商工観光の連携一体化による6次産業化²の推進等を国の重点施策として打ち出しています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした時代の潮流を十分に踏まえながら、本町の商工観光業や農林業の振興をはじめ、地域産業の活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流4

情報化・国際化の進展

インターネットの普及により、いつでも、どこでもネットワークに簡単に繋がり、様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現しています。また、こうした情報化や交通網の発達等を背景に、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。

² 6次産業化とは、1次産業の農業と2次産業の加工・製造、3次産業の商業・観光サービス等の地域の各産業・企業が連携して経営の多角化・付加価値化に取り組み収益率を高め、地域の活性化や雇用創出に繋げる方策のこと。

このため、今後のまちづくりにおいては、情報化や国際化を地域の社会基盤としてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流5

協働のまちづくりの進展、地方創生の時代の到来

わが国では、国と地方との関係や役割分担を見直す動きが本格化してきているほか、人口減少・超高齢社会を迎える中、地方創生に関する総合的な取り組みが進められています。このような中、今後、自治体には、住民との協働を基本に、自らの地域の未来を主体的に考え、責任を持って行動していく能力が一層強く求められます。

このため、今後のまちづくりにおいては、町民と行政との協働のまちづくり、住民団体やNPO、民間企業等の多様な主体が共に担う「新しい公共」の取り組みを進めながら、自治体経営の効率化をさらに進め、自立力を向上させていく視点を一層取り入れていくこととします。

第3章 神崎町の将来像と施策の体系

町の将来像やまちづくりの柱、施策の体系は、神崎町第4次総合計画基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

1. 神崎町の将来像

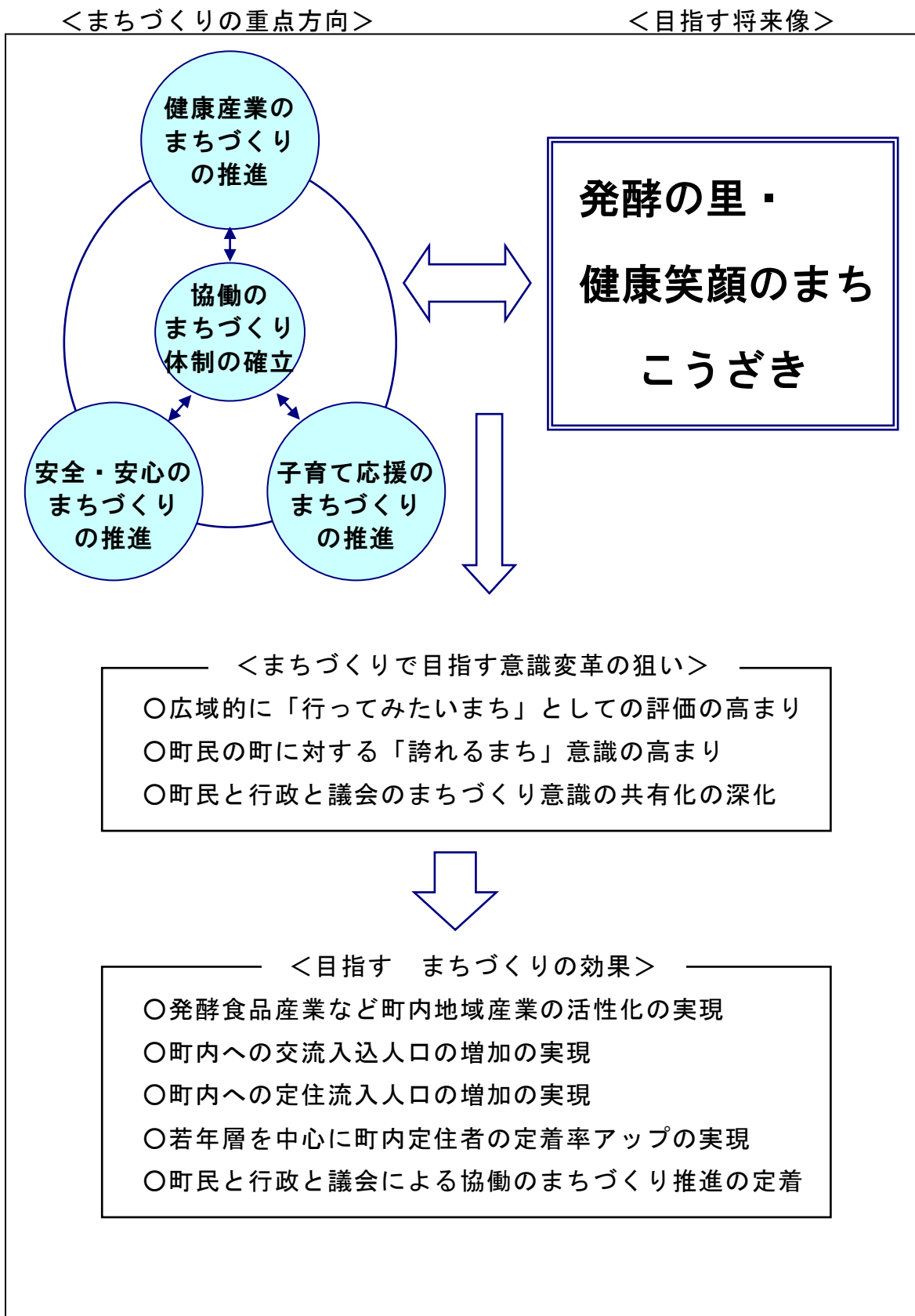
発酵の里・健康笑顔のまち こうざき

—みんなで創る 健康・安心・子育て応援のまち—

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>「みんなで創る『健康産業³』のまち」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■食の安全の追求で雇用と活力を生み出す産業づくりを進めます。 ■交流と定住を支える生活基盤づくりを進めます。 |
| <p>「みんなで創る『子育て応援』のまち」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■教育・子育て応援の心豊かな子どもを育むまちづくりを進めます。 ■生涯学習・健康スポーツ活動の充実で町民一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。 |
| <p>「みんなで創る『安全・安心』のまち」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■生涯安心の健康・医療・福祉のまちづくりを進めます。 ■自然と共生する安全で緑豊かな生活環境づくりを進めます。 |
| <p>「みんなで創る『参画と協働』のまち」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■みんなで取り組む参画と協働のまちづくりを進めます。 ■絶えざる行財政改革と町民に開かれた自治体経営を進めます。 |

³ ここでいう健康産業とは、自然志向の発酵食品産業や環境にやさしい農業の一層の振興など、健康の保持増進に資する食品産業や先進的農業の振興を図るとともに、健康をテーマとした観光交流事業の推進を図っていくことを示す。

[将来像設定図]



2. まちづくりの基本目標

まちの将来像の実現を図るため、まちづくりの基本目標を前期計画と同じく、次のとおり4つの基本目標、8つの施策目標を定めます。

基本目標1

発酵の里でいきいきと交流・定住するまち こうざき

食の安全を追求した農業・商工業の振興や交流資源を活用した観光交流事業の推進など多様な産業振興に取り組むとともに、まちの都市基盤・道路交通基盤など交流と定住を支える生活基盤づくりを進め、若者もいきいき交流・定住するまちの実現を目指します。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔施策目標1〕町の活力を生み出す健康産業づくり

〔施策目標2〕交流と定住を支える生活基盤づくり

基本目標2

こころ豊かな人を育む教育・文化・スポーツのまち こうざき

住民アンケートで、今後のまちづくりの特色・重点方向として、特に30代以下の若年層で第1位の支持を得た「子育て・教育のまち」の一層の充実を図るため、一人ひとりが輝く教育文化のまちづくり、子どもも豊かな心ですくすく育つ教育・子育て応援のまちづくりを重点的に推進し、若年層の町内定住を促していきます。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔施策目標3〕教育・子育て応援のまちづくり

〔施策目標4〕一人ひとりが輝く生涯学習・健康スポーツのまちづくり

基本目標3

人と自然にやさしい安全・安心のまち こうざき

住民アンケートで、今後のまちづくりの特色・重点方向で第1位となった「健康・福祉のまち」、第2位を占めた「安全・安心・快適な住環境のまち」の実現を目指して、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉のまちづくり、快適で安全な自然と共生する生活環境づくりを進めます。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔施策目標5〕生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり

〔施策目標6〕安全で緑豊かな生活環境づくり

基本目標4

みんなの絆で築くわたしのふるさと こうざき

地方分権、地域主権改革の時代に対応し、自立したまちづくりを進めるため、町民と行政の協働体制の確立を図るとともに、行財政運営の絶えざる改革を進め、将来にわたって持続可能なまち⁴の実現を目指します。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

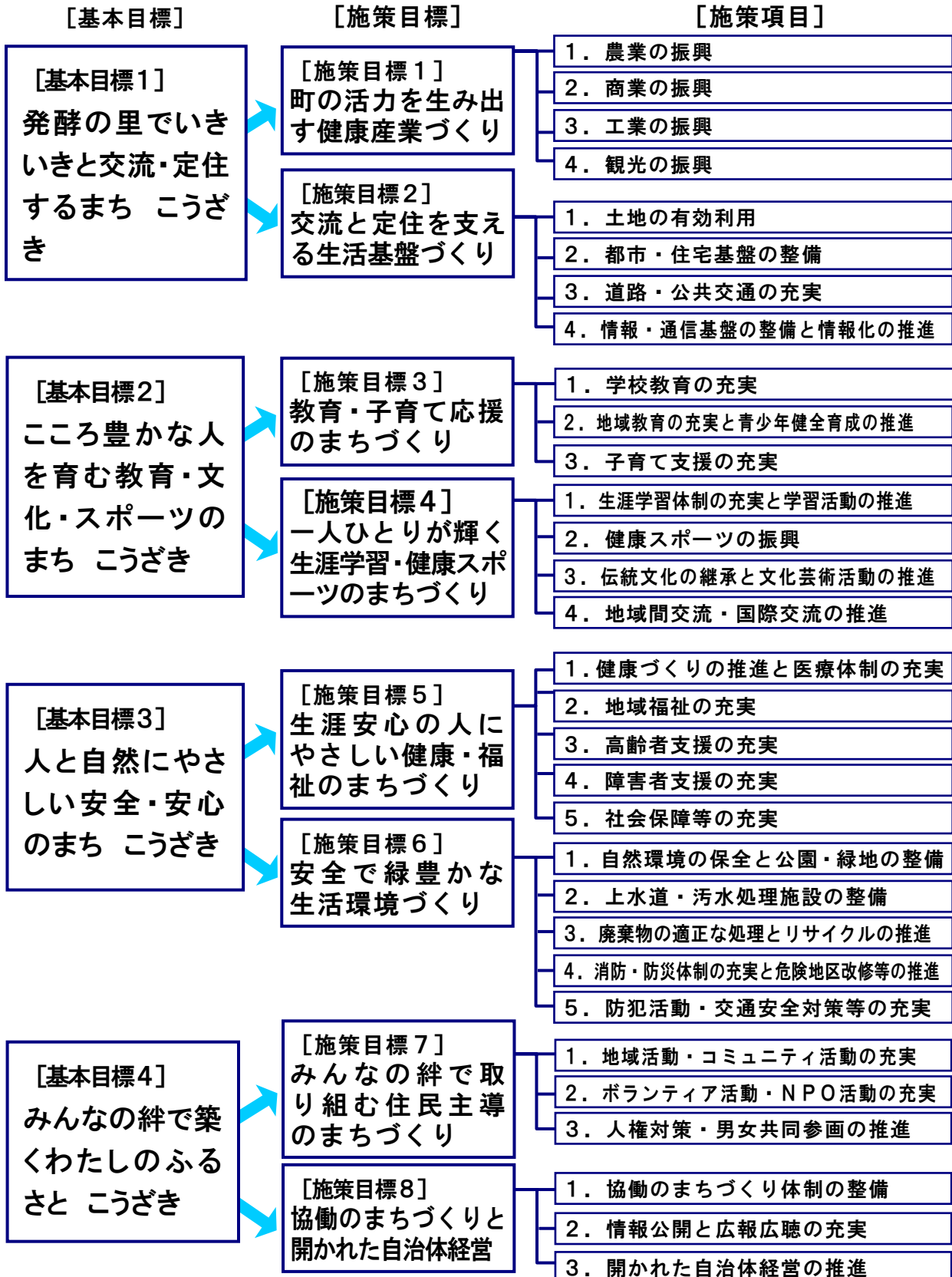
〔施策目標7〕みんなの絆で取り組む住民主導のまちづくり

〔施策目標8〕協働のまちづくりと開かれた自治体経営

⁴ 持続可能なまちとは、環境保全、安全安心社会、経済的・財政的豊かさなど様々な視点に立った考え方があるが、ここでは、個々の課題への対応ではなく、町民と行政が一体となって地域づくりに取り組み、変化に対応する地域力が強いまちほど持続可能性が高いとする考え方に立っている。

3. 施策の体系

まちづくりの方針を踏まえ、「神崎町第4次総合計画後期基本計画」における施策の体系を次のとおり設定します。



第2部 後期基本計画

第1章 町の活力を生み出す健康産業づくり

1. 農業の振興

施策の方針

担い手への農地の集積を進め、生産性の高い安定した農業経営を支援します。あわせて「発酵の里こうぎき」のブランド力向上のため、安心安全の無農薬農業を推進し、新規就農希望者を幅広く受け入れることで活力と魅力ある農業の確立を目指します。

現状と課題

農業は、単に食料を安定的に供給することにとどまらず、国土の保全や景観形成等、国民の生活に直結する重要な役割を担っています。しかし、農業従事者の減少・高齢化、それらによる耕作放棄地の増大、加えて環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意など生産者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

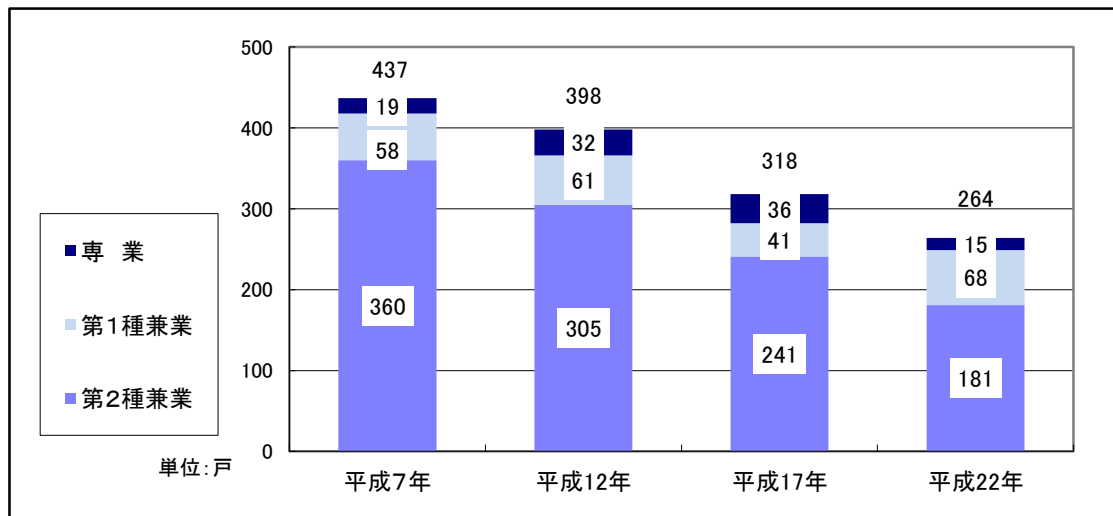
本町のこれまでの農業は、稲作を中心とした土地利用型農業で、ほ場整備等の農地の基盤整備がほぼ完了し、現在、農地の約4割は、町内の7つの営農組織により耕作されており、特にブロックローテーションによる水稻・麦・大豆の2年3作型農業は、水田農業においては県内でも先進的な取り組みとなっています。

加えて農地の流動化により認定農家をはじめ営農組合等への農地の集積を図り、規模拡大による経営の安定化に向けた支援を今後とも続けていく必要があります。

また、平成27年4月には道の駅「発酵の里こうぎき」がオープンし、ここで販売する消費者のニーズにあった少量多品種の農産品の生産農家の育成が課題となっており、新規就農者を含めた町内生産者の安心安全な農業への取り組みや収益性の高い6次産業化への取り組みを支援していく必要があります。

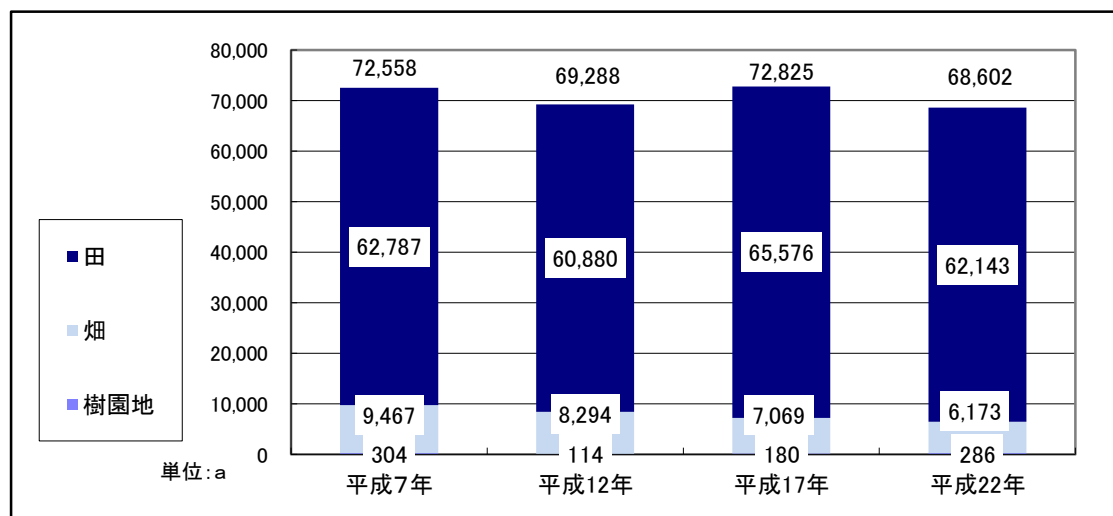
さらに、TPP協定による本町農業への影響についても、地域の特性を活かしつつ効果的に国・県の施策を活用し、担い手の経営安定化を支援する必要があります。

農業数の推移



(資料：農林業センサス)

経営耕地面積の推移



(資料：農林業センサス)

主要施策

(1) 担い手への農用地の集積と新たな担い手の掘り起こし

- ①集落・地域の話し合い活動を通じて、担い手への農地の利用権設定や農作業受委託を促進し、規模拡大による経営の安定化を進めます。
- ②担い手が明確になっていない集落においては、地域の話し合い活動を通じて、兼業農家や新規就農者などをはじめ、多様な構

成員からなる集落営農の組織化など担い手の掘り起こしを推進します。

- ③農業経営への女性の参画促進を支援し、担い手としての女性農業者の育成に努めます。

(2) 水田自給力向上対策並びに経営所得安定対策の取り組み

- ①基盤整備による圃場の乾田化の強みを活かし、水稻・麦・大豆の組み合わせによる効率的作付体系を推進するとともに、より付加価値の高い作物の導入を進めます。
- ②作付地の団地化及びブロックローテーションを進め、低コストで高品質な農作物の生産を進めます。
- ③主食用米の過剰作付けの解消を図り、経営所得安定対策への加入促進を進めます。

(3) 環境にやさしい農業の推進と安全安心の農産品づくり

- ①環境への負荷の軽減や農作物の安全性に配慮しつつ、生産性の向上を図る持続的な農業経営を支援します。
- ②道の駅への出荷者を育成し、消費者ニーズの多様化や少量多品種・安全安心な農作物の生産を支援し、高品質、高付加価値神崎産農産物のブランド化を促進します。
- ③多面的機能支払交付金事業を推進し、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた取り組みを支援します。

(4) 畜産の振興

- ①酪農については、生乳の需要動向に応じた生産体制により牛群資質の改善と飼料供給技術の改善により、個体能力及び乳質の向上を図るとともに、飼料自給率の向上により、生産コストの低減を図ります。また、資源循環型農業の取り組みとして耕種農家との連携を推進します。
- ②養鶏については、今後とも需要動向に即応できる計画生産体制を堅持し、飼養技術の向上により、低コストの生産安定化を図ります。また、酪農同様、資源循環型農業の取り組みとして耕種農家との連携を推進します。

- ③畜舎の定期的な消毒を支援することにより家畜衛生向上に努めます。また、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザなどの法定伝染病対策の防疫体制について、家畜保健衛生所及び近隣市町村と連携を図って取り組みます。

(5) 園芸の振興

- ①露地野菜については、作業機械の共同利用や省力機械の導入を図るとともに、生産技術の改善並びに合理的な輪作体系の確立、土づくり・病虫害防除の徹底により、収量、品質の向上を図り、需要動向に対応した産地出荷体制を推進します。また、新規就農者を支援し、後継者の確保に取り組みます。
- ②施設園芸については、施設の有効利用、病虫害防除の徹底、新技術の導入、栽培管理の高位平準化を推進し、施設の規模拡大、後継者の確保対策を推進します。

(6) 体験農業等による交流人口の拡大を促進

- ①体験農業や農産品オーナー制度を推進し、道の駅と連携して「発酵の里こうざき」のブランド力の向上を図り、都心や周辺地域からの交流人口の拡大に努めます。
- ②道の駅周辺に、市民農園・観光農園等を整備し、都市住民との農業交流事業を推進し、発酵の里こうざきへの来場者増加を図ります。

(7) 新規就農者の支援

- ①新規就農者の支援として、町内の情報提供や資金・設備等必要な支援を行うための千葉県認定制度の紹介及び研修会等の体制の整備に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------------------|
| 自給率向上事業 | 転作作物（加工用米・飼料用米・WBS）への補助 |
| 経営所得安定対策事業 | 主食用米の過剰作付けを解消し、適正な米価による経営の安定を図る |
| 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 農薬や化学肥料の使用を抑え環境に配慮した農法取り組み者への支援 |
| 多面的機能支払交付金事業 | 地域ぐるみの共同活動による農地・水路などの環境保全と質的向上 |
| 家畜防疫対策事業 | 家畜の伝染病予防や施設の環境衛生対策の対する補助 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|---------------|-----|-----|-----------------|-------------------------|
| 認定農業者数 | 人 | 30 | 33 | 認定者数の1割増 |
| 集落営農組織の法人化数 | 経営体 | 5 | 6 | 経営体数の2割増 |
| 経営所得安定対策加入者数 | 人 | 65 | 71 | 加入者数の1割増 |
| 環境保全型農業取り組み戸数 | 戸 | 5 | 7 | 取り組み戸数の4割増 |
| 市民農園開設数 | 箇所 | 0 | 1 | 道の駅周辺に整備 |
| 新規就農者数 | 人 | 0 | 3 | 新規就農希望者数 |

2. 商業の振興

施策の方針

商工会等と連携し環境整備や経営意識の改革等を促し、魅力ある商店街としての機能形成に努めるとともに、平成27年4月にオープンした道の駅発酵の里こうざきを介し、町内事業者の収益に繋がるような施策を図ります。

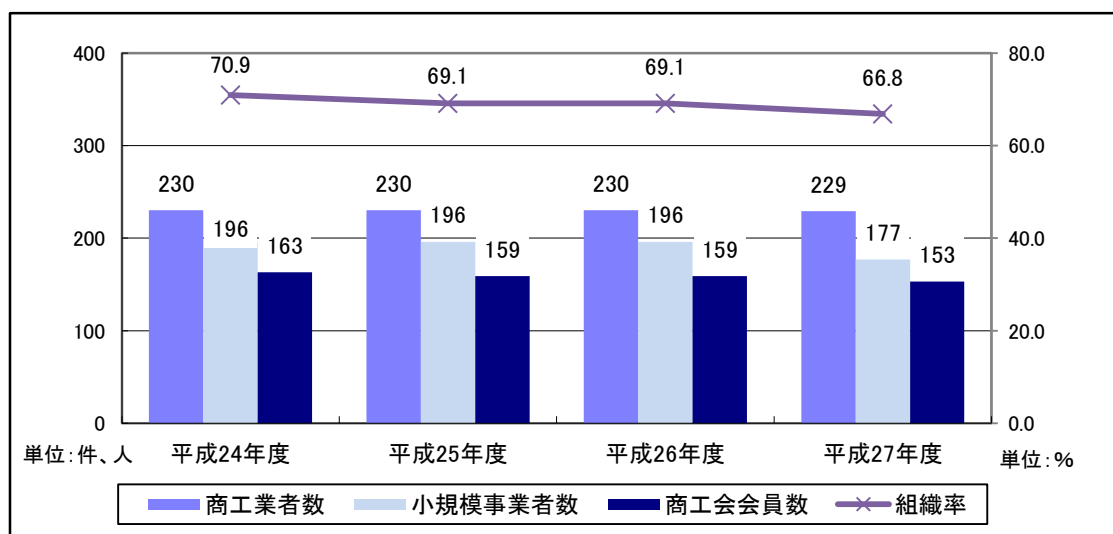
現状と課題

商業は、小規模な商店が多く後継者不足等により年々店舗数は減少しています。商店街は神崎本宿の川岸通りや国道356号沿いとJR下総神崎駅周辺等に散在していますが、周辺市町の量販店の影響により町民の購買流出が進行していた中で、圏央道神崎ICの開設や道の駅オープンに伴い、外客の増加がみられるようになってきました。

今後は、町の玄関口ともいえる立地にオープンした道の駅を起点とし、町内各所へ外客の来訪を促進し、町の商店に足を運んでもらえるような環境づくりとリピーターの確保を図り、町のイメージアップを図ります。

また、長期的視点で道の駅周辺開発構想を推進するとともに、道の駅と町内事業者が一体となった販売体制等の確立に努めていく必要があります。

神崎町商工会会員数の推移



(神崎町商工会 通常総会資料)

主要施策

(1) 町内誘客の促進

圏央道 I C 及び道の駅の開設に伴い、町内を訪れる外客の増加傾向がみられるため、道の駅の情報発信機能を充実し、外客の足が町内各所に向くよう誘客するとともに、魅力ある街区形成を図ります。

(2) 外客対応の向上

酒蔵まつり等事業開催時に賑わう外客が既存商店に足を向けるよう工夫し、リピーターを確保できるよう商工会と連携し外客対応の向上を図ります。

(3) 商業と農業の連携強化の促進

町内商業者と農業者の協力関係の確立を図り、特産品加工・販売の整備等について検討します。

(4) 道の駅と町内商業者の連携強化

道の駅には多くの商業者が出品し、自店舗以外での販路拡大に繋がっていることから、出品者数の増加を図るとともに、新商品の開発と新たな特産品の生産を促します。

(5) 道の駅の周辺開発

圏央道 I C と道の駅を中心とした周辺開発を推進し、付加価値の高い企業の誘致に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|-------------------------|
| 道の駅活用まちづくり事業 | 道の駅と連携し、まちづくりに寄与するための事業 |
| 神崎町商工会補助金 | 商工会の運営及び活動費 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|-----|-------|-----------------|---------------------------------|
| 商業・サービス業の売上金額の合計 | 百万円 | 4,762 | 5,000 | 現状値は H24 確定値。5%増で算出 経済センサスより |
| 道の駅出品者数 | 人 | 160 | 240 | 出品者を現状の 1.5倍に設定 |

3. 工業の振興

施策の方針

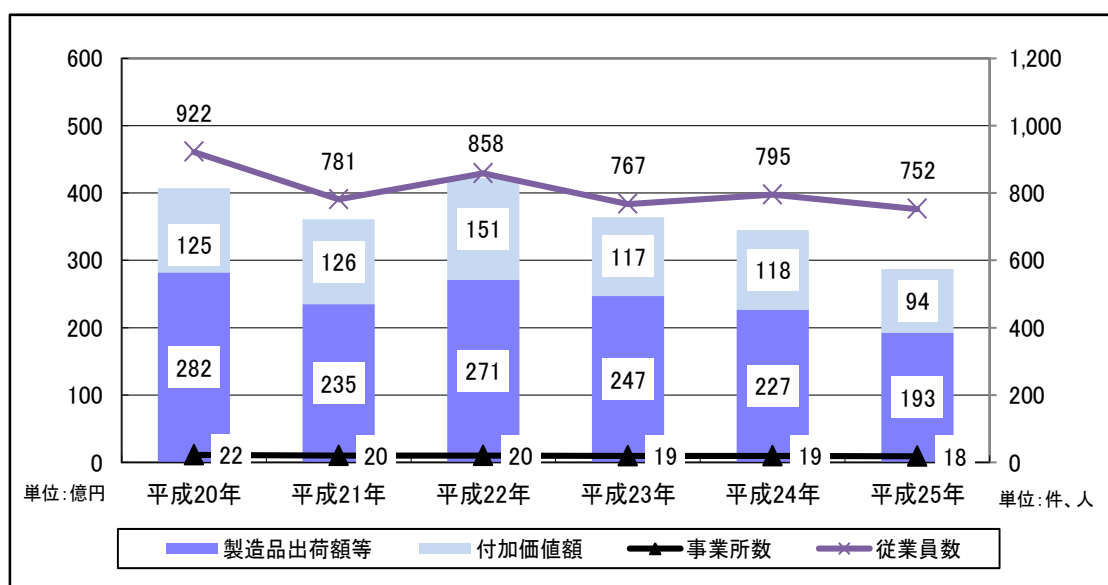
地域経済の活性化や若者の定着等を図るため、圏央道神崎 I C の開設による交通の利便性向上に伴い、これからも優良企業の誘致促進に努めるとともに、起業支援制度の確立や既存の中小企業の支援・育成の充実に努めます。

現状と課題

本町の工業は、現在、神崎工業団地に7社が操業しているほか、酒や味噌などの地場工場が町内に散在しています。平成25年の工業統計によれば、町内の事業所数は18、従業員数752人、製造品出荷額193億円となっていますが、ほとんどは中小・零細の工場で占められています。

また、近年の動向をみますと、若干の事業所数の減少がみられます。工業は、地域経済の活性化や若者の定住等、地域の振興にとって重要であり、圏央道 I C の開設による交通の利便性向上を活かし、今後とも優良企業の誘致に努めるほか、起業支援制度の確立や既存企業の体質強化等を図って、就業機会の拡充と所得の向上に努める必要があります。

町内の事業所数の推移



(工業統計調査結果報告書)

※ 従業者4人以上の事業所が対象

主要施策

(1) 企業誘致の促進

圏央道神崎 I C の開設に伴い、都心からのアクセスの向上と成田国際空港に隣接する優位性を活かし、企業誘致について検討します。

(2) 企業立地優遇制度の検討

企業立地を奨励するための優遇制度の確立について検討するとともに、将来性のある優良企業の立地促進に努めます。

(3) 既存産業の育成

既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金の活用や地域の活性化を図るための組織作り等を検討し、企業活動の支援・育成に努めます。

(4) 農商工連携の推進

神崎町産農産物を原料とする食品加工を町内製造業者に促し、農商工連携を推進します。

(5) 道の駅との連携による特産品づくり

食料品生産者の販売ルートとして、新たに道の駅での直売という環境が整ったことから、新商品の開発を促し、道の駅での販売を足がかりに新たな特産品づくりを図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|-----------------|
| 企業誘致促進事業 | 企業の誘致促進、起業・創業支援 |
| 神崎工業団地連絡協議会補助金 | 工業団地連絡協議会運営費の補助 |
| 神崎町建設業協会補助金 | 建設業協会の運営費補助 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------------|----|-----|-----------------|-----------------------------|
| 工業統計調査事業所数 | 箇所 | 18 | 19 | 1事業所増 |
| 工業統計調査従業者数 | 人 | 752 | 800 | 1事業所増による 平均値あん分 |
| 道の駅との連携による特産 品の開発 | 件 | 0 | 3 | |

4. 観光の振興

施策の方針

「発酵の里こうざき」として町全体が一体となった、観光・産業振興を図ることにより町の知名度が上がるよう努めます。また、町内で初の観光交流拠点として道の駅が完成し、外客に対して常に情報発信ができる環境が整ったことから、道の駅を起点として平時でも町内各所に来客の姿をみることができるよう環境整備を図ります。

現状と課題

圏央道神崎ICや道の駅も開設され、「発酵の里」をキーワードとして進めてきた観光施策も徐々に効果が現れてきたところですが、酒蔵まつり等イベント時や道の駅は外客で賑わっているものの、平時の町内への誘客や町内の外客受け入れ環境は不十分な状態です。

加えて、神崎町には宿泊業などといった、観光を直接の生業としている事業者がいないことから、町内に訪れた外客が直接事業者の収益には繋がりにくい状況であり、道の駅出品者については道の駅を介し、外客への販売を行うことができるものの、町内に訪れた外客を、町内事業者の収益に繋げられるような体制を整えることが重要です。



主要施策

(1) 道の駅を中心とした集客

ゲートウェイ型道の駅として、道の駅の情報発信機能を強化し、町外から来訪する外客の足が町内各所に向かうよう努めます。

(2) 観光を地域経済振興に結び付ける取り組み

商工会と連携して、町内事業者の魅力を掘り起し外客に発信できるような環境を整えることにより、事業者の収益に寄与できるよう図ります。

(3) 特産品の開発

商工会・道の駅と連携を図って特産品開発等に努めます。

(4) 周辺市町村との連携

周辺市町村との連携強化を図り、広域観光ルートの設定や道の駅同士の連携により、町内では補えない観光資源を補完し、さらなる誘客を図ります。

(5) 魅力的な道の駅の構築

道の駅は神崎町を訪れる観光客の窓口としての機能を有します。道の駅は現在物販・飲食が主の施設ですが、さらなる誘客や滞在時間延長のために、体験型の施設や子どもが遊べる空間など、周辺の開発も含めた施設の拡充を図ります。

(6) 「発酵の里こうざき」ブランドの創設

「発酵の里こうざき」は神崎町で商標登録したキャッチフレーズであり、町内特産品や道の駅で販売する特色ある商品の認可制度を創設し、「発酵の里こうざき」を冠した商品を流通販売させることにより、神崎町のイメージアップを図ります。

(7) 外国人観光客への対応

圏央道が成田国際空港と繋がり、交通アクセスが向上したことにより、空港利用客との距離も縮まりました。今後は道の駅を玄関口として、外国人観光客が町内を訪れることも想定されることから、外国人対応に対する環境づくりを図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|----------------------------|
| 道の駅連携事業 | 道の駅と連携し、まちづくりに寄与するための事業 |
| 観光行事運営事業 | 酒蔵まつりをはじめとした、観光イベントを開催する事業 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------|----|--------|-----------------|-----------------------------|
| 観光入込客数 | 人 | 90,499 | 700,000 | 道の駅来場者数を 月6万人で計算 |

第2章 交流と定住を支える生活基盤づくり

1. 土地の有効利用

施策の方針

周辺の社会基盤等整備状況や特性に応じた土地の有効利用を図るとともに、開発等に対しては適正な指導を行い秩序あるメリハリの利いた土地利用と環境保全に取り組んでいきます。

また、水と緑の豊かな自然を大切に、水辺と緑に親しむ空間を確保しつつ、農業、商工業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。

現状と課題

本町の土地利用は、「しなやかな季節実感都市」を基本理念にした神崎町土地利用基本計画を平成2年策定し、その土地利用基本構想図及び計画図に示されたゾーニングを基本に、開発指導要綱ほか関係法規を遵守しながら土地開発と環境保全の調整を行ってきました。

土地利用の重点ポイントとして、駅を中心とした緑豊かなゆとりある住宅系新市街地の形成と、圏央道神崎IC周辺の企業団地形成があげられていましたが、長引く経済不況と町財政情勢の変化等により停滞していました。

近年「発酵の里」として町のブランド力を向上させてきた中、平成26年に圏央道神崎ICの開通、平成27年に道の駅開業とさらに町のポテンシャルが向上しているこの期を逃さず、JR下総神崎駅周辺開発や神崎IC周辺開発について民間活力を取込み推進する必要があります。

今後とも、周辺の社会基盤等整備状況や特性に応じた土地の有効利用を図るとともに、開発等に対しては適正な指導を行い秩序あるメリハリの利いた土地利用と環境保全に取り組んでいくことが重要です。

また、これまで本町では各種補助事業を活用して農業生産基盤の整備を進めてきました。特に、神崎東部・神崎西部地区は、大区画の圃場整備として先進的な圃場となっています。

しかし、このような農地の土地利用計画を定める「神崎町農業振興地域整備計画」は、平成11年に見直しが行われてから、この後、計画の変更が行われておらず現在に至っています。

首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道という）や町内主要幹線道路の整備が概ね完了したこの時期に、農業振興地域整備計画の見直しを実施する必要があります。

圃場整備事業の推移

| 年度 | 地区名 | 受益面積 | 事業名 |
|---------|------|-------|------------------------------|
| S56～S60 | 神崎本宿 | 35ha | 団体営土地改良総合整備事業 神崎本宿地区 |
| S62～H11 | 神崎南部 | 113ha | 県営ほ場整備事業 神崎南部地区 |
| H元～H9 | 神崎西部 | 172ha | 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業 神崎西部地区 |
| H4～H11 | 神崎東部 | 107ha | 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業 神崎東部地区 |

主要施策

（１）調和のとれた土地利用の推進

町民アンケートで意見が多かった「市街地に古い住宅や狭い道路が目立つ」に対応する、生活基盤の充実に即しながらも景観や特性に応じた土地活用の施策を展開するとともに、長期的視点に立って調和のとれた土地利用に努めます。

（２）適正で秩序ある整備を図るための土地利用規制等の推進

開発行為等にかかる法令等に基づいた審査及び規制等を行いながら、民間の開発事業等に対して周辺住民との合意を形成しながら秩序ある土地利用が図られるよう指導を進めます。

（３）ＪＲ下総神崎駅周辺の整備

まちの顔となるＪＲ駅周辺、南口の農地についても、人口減少対策や定住促進施策と関連して、市街地形成に向けた整備の検討を進めます。

(4) 圏央道神崎 I C 周辺の整備

- ①道の駅を核とした、ハイウェイオアシス型の地域の活性拠点となりうる周辺整備を進めます。
- ②既存工業団地の拡充や、神崎 I C 周辺の工業団地・物流団地の整備についても検討を進めます。

(5) 優良農地の保全

- ①農業振興地域整備計画の見直しを行い、農地法など関係する法律に基づき、地域の特性に応じた土地利用を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。
- ②優良な農業生産基盤を保全・充実するため、農地の計画的な利用を進め、担い手農家等へ利用集積を推進します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|--|
| 圏央道神崎 I C 周辺整備事業 | 道の駅を核としてハイウェイオアシス型の周辺整備を行うとともに、民間企業の誘致を促進する。 |
| 農業振興地域管理事業 | 町の農業振興地域整備計画の見直しを実施する。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|----|-----|-------------------|-----------------------------|
| 土地利用の状況に対する満足度 | % | 9.9 | 20.0 | 不満の 17.6% を超える値に設定 |

2. 都市・住宅基盤の整備

施策の方針

農林業との健全な調和を図り、健康で文化的かつ機能的な生活活動を確保するとともに、適正な制限のもとに土地の合理的かつ有効利用を図るよう努めます。

一般住宅の耐震診断及び耐震改修補助等により、良好で安全な生活基盤の整備に努めます。あわせて、町営住宅の老朽化に伴う適正な管理運営を実施します。

現状と課題

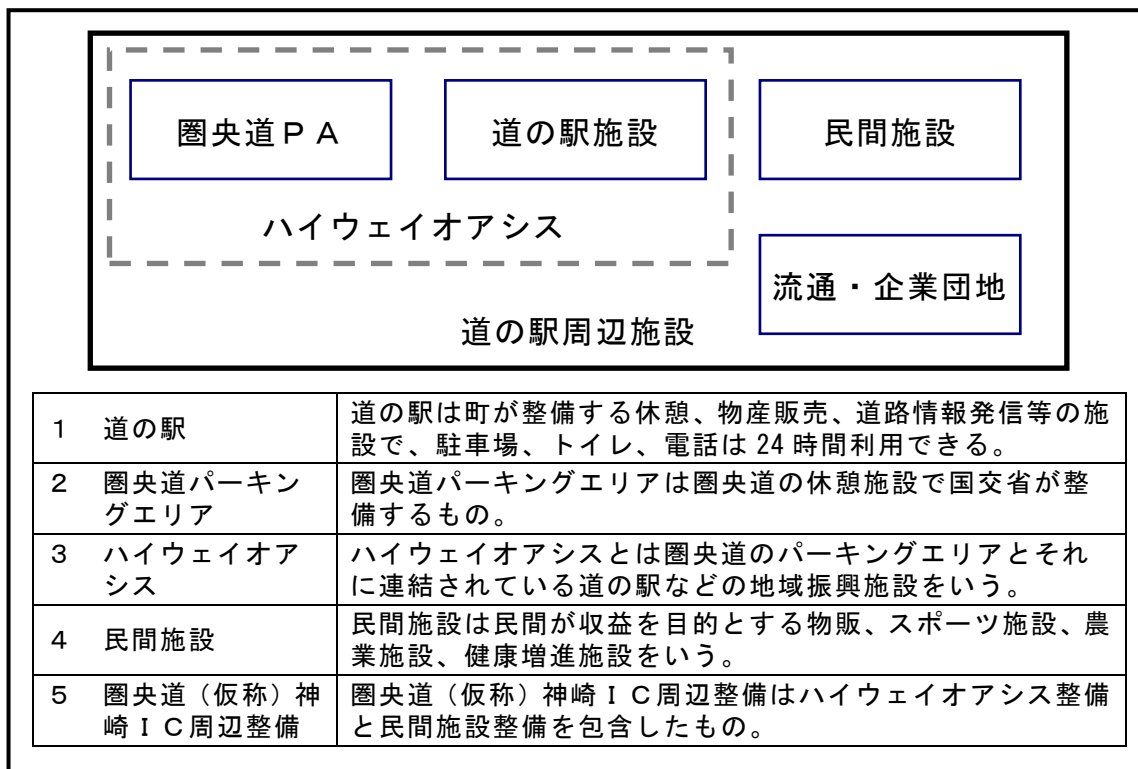
本町は、町北部の既成市街地と町中央部に位置する駅南側新興住宅地区及び町南部に広がる農村集落地区から住宅地区が形成されています。北部旧国道沿いに形成された市街地における商店街は衰退を続けており、観光資源などの特性を生かした賑わいのある活気に満ちた産業観光市街地の形成が求められています。

中央部の新興住宅地区は、宅地開発により新しい市街地が形成され、販売入居も一段落しつつある状況です。町ではJR下総神崎駅周辺整備事業によって北口、南口広場の整備や自由通路、町道など基盤整備したことにより、今後、既成市街地と駅周辺及び新興住宅地を連携させた、まちの顔となるJR下総神崎駅周辺の整備、特に駅南口については、人口減少対策や定住促進施策と関連して、市街地形成に向けた整備の検討が必要となっています。

また、ハイウェイオアシス構想での圏央道神崎IC周辺整備により松崎地区に流通・企業団地形成等があげられ、また、道の駅周辺整備事業により、利根川景観などの環境特性を生かした観光・レジャーゾーンの整備とあわせての計画の具体的な進め方を検討する必要があります。

なお、都市基盤整備の推進は、町民の権利関係にも影響を及ぼすことがあることから、町民の主体的参画が不可欠であるとともに、町民の協力と合意形成を得ながら進めることが必要となります。

<ハイウェイオアシス構想概念図>



さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震をはじめ日本全国で大地震発生が予測されており、その被害を最小限に食い止めるための方法の一つとして、住宅の耐震化が重要視されています。

本町では、平成26年度より一般住宅の耐震診断補助、平成27年度より耐震改修補助事業が開始し、住宅の耐震化を促進するよう努めていますが、住民への周知が十分ではありません。そのため、より多くの広報媒体を利用し、さらなる周知が必要です。

また、町が管理している町営住宅についても、老朽化が進行しており、地震に対する備えが必要です。補修工事や民間の住宅を借り上げて貸し出す等の対応策の検討が急務です。

主要施策

- (1) 豊かな自然景観を生かした緑とゆとりある市街化や生活基幹施設の整備計画の推進
- ① 良好な生活基盤施設の整備計画の充実に努めます。
 - ② 圏央道神崎 I C 周辺整備による流通・企業団地形成に努めます。
 - ③ 道の駅を中心に観光・レジャーゾーン形成を図ります。
 - ④ 既成市街地と駅周辺及び新興住宅地を連携させた市街地形成について検討します。
- (2) 適正で秩序ある整備を図るための土地利用規制等の推進
開発行為等にかかる法令等に基づいた審査及び規制を進めます。
- (3) 住宅の耐震促進
耐震改修補助事業の利用を促し、良好で安全な居住基盤の形成に努めます。
- (4) 町営住宅の適正な管理運営
町営住宅の適正な管理運営を実施します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|--------------------------|
| 圏央道神崎 I C 周辺整備事業 | 神崎 I C 周辺地域整備の推進 |
| 神崎町木造住宅耐震診断補助事業 | 木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------------|----|------|-------------------|-----------------------------|
| 住宅施策の状況に関する町民の満足度 | % | 15.2 | 20.0 | 町民アンケート |

3. 道路・公共交通の充実

施策の方針

幹線町道の整備による安全な通行や暮らしやすい生活環境づくりとあわせ、既存道路施設の計画的な維持管理による、安全・安心な道路環境の確保を目指します。

また、高齢者の増加に伴い、循環バスのさらなる利便性に努めるとともに、道の駅への交通手段としても利用者等のニーズに合った運行方法に改善していきます。

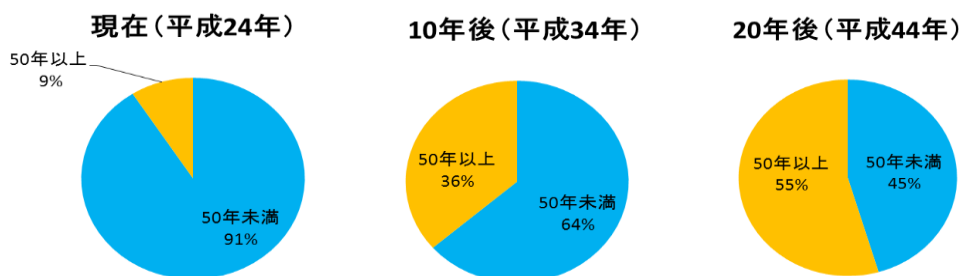
現状と課題

本町の道路網は、国道356号バイパスと県道2路線を骨格として、それに接続する町道等により成り立っています。このうち、1・2級町道については改良・舗装率ともに順調に整備されています。その他町道については生活道路として今後一層の改善が望まれています。

また、幹線町道を含め、道路施設については経年劣化による損傷が目立っているため、計画的な維持管理による修繕が必要になってきています。

なかでも、橋梁については20年後には供用開始から50年を超える橋梁が55%となるため、計画的な維持管理を実施することにより、限られた予算を上手くやりくりし、橋梁を最適な状態に保つことが必要となってきています。

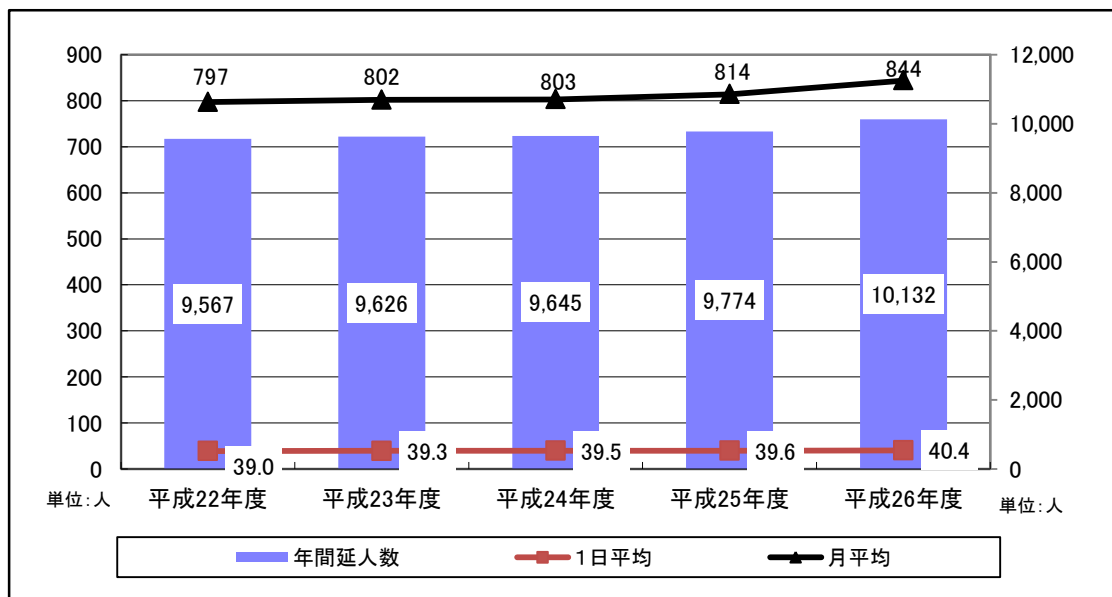
神崎町の20年後の橋梁年齢



また、町では圏央道の神崎 I C 周辺を地域活性化の拠点として、『小さな拠点』の形成を計画しているため、周辺道路整備を促進し「道の駅」を核とするハイウェイオアシス事業の推進とともに「(仮称) 神崎パーキングエリア」の設置について関係機関に強く働きかける必要があります。

公共交通分野では、高齢者等の交通弱者の生活交通手段として平成 17 年度より循環バスが運行されてきました。平成 21 年度 5 月より、町直営となり料金も無料化され、利用しやすくなりましたが、道の駅のオープンに伴いさらなる利便性に努めるため、利用者等の意見も聞きながら運行方法について随時改善していく必要があります。

循環バス利用状況



また、銚子から八重洲までの高速バスの路線の誘致と、成田国際空港と本町を結ぶ高速バスの運行について、関係機関に働きかけしていく必要があります。

J R 成田線についても、町民の生活交通手段としての効果的な運行に向けた働きかけを強めていく必要があります。

主要施策

(1) 幹線町道の整備

- ①町道成田神崎線の早期完成を推進するとともに、県道郡停車場大須賀線バイパスの整備促進及び国道356号バイパスまでの延伸を関係機関に働きかけます。
- ②地域活性化の拠点となる（仮称）神崎パーキングエリア周辺整備事業を促進するため関係地域機関と調整を図り、事業を推進します。
- ③幹線町道は計画的な道路網整備を計画し、整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

- ①集落内・集落間連絡などのその他町道については、道路パトロールを強化し交通安全上支障をきたすことがないように、維持管理に努めるとともに、未改良道路の改良・舗装や排水対策を計画的に進めます。
- ②通学路については、神崎町通学路交通安全プログラムに基づき点検を実施し、必要な対策を計画的に進めます。
- ③交通量や交通事故を看視し、道路標識の設置、交差点の改良、防護柵の設置など交通安全対策を計画的に進めます。

(3) 道路ストック対策の推進

舗装や橋梁等の道路構造物、付属施設も計画的に点検補修を実施し、長寿命化対策を進めます。

(4) 公共交通の利便性の向上

- ①JR成田線の複線化の促進及び増便等について、またJR特急の神崎駅停車や、観光事業とタイアップした季節列車の運行について沿線市町との連携を図りながら関係機関に働きかけます。
- ②利用者の視点に立った循環バスの運行に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------|
| 成田神崎線道路改良事業 | 幹線町道整備 |
| 新町松崎線道路改良事業 | 生活道路の整備 |
| 毛成堀籠線道路改良事業 | 生活道路の整備 |
| 神崎町橋梁長寿命化点検・修繕事業 | 道路ストック |
| 道路ストック点検修繕事業 | 道路ストック |
| 循環バス運行事業 | 町内を巡回し、住民等の交通利便性の向上 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------------|----|--------|-----------------|-----------------------------|
| 道路の整備状況 | % | 29.5 | 33.0 | 町民アンケート満足度 |
| 循環バス利用者の年間延人数 | 人 | 10,716 | 12,000 | 延人数の1割増 |
| バス交通の状況に関する町民の満足度 | % | 5.9 | 15 | 満足度の1割増 |

4. 情報・通信基盤の整備と情報化の推進

施策の方針

町民だれもが等しくインターネット等ICT技術を利用できるように情報通信基盤の整備を進め、あわせて町民の情報活用能力の向上に努めます。

児童生徒がコンピュータに慣れ親しみ、基本的操作や情報モラルを身につけ、より効果的に授業が行われるようハード・ソフト面の充実に努めます。また、町民を対象としたパソコン教室を継続して開催します。

現状と課題

日本でのインターネット利用率が平成25年で1億人を超え、82.8%の国民がインターネットを活用している状況ですが、今後その利用率は100%に近づいていくと思われま

す。神崎町では平成21年度実施のまちづくりアンケートでは自宅でのインターネット利用率は37.3%とかなり低い状況から平成25年度実施の町民アンケート結果では53.1%へと増加傾向にあります。特に、これを年齢別に見ると、70歳以上の高齢者では31.1%と5年前に比べ約2倍に増えましたが、依然として3人に1人程度の利用にとどまっています。

通信基盤については、町民一体となった要望活動により、平成22年に通信事業者により光ファイバーが整備されました。今後ともその光ファイバー通信網を活用したまちづくりへの取り組みが必要であり、町民との相互通信機能や安心して利用できる情報通信網導入に向けた調査研究が必要となっています。

また、一般家庭にもパソコンが急速に普及してきました。その情報機器を自由に使いこなすにはある程度の知識が必要です。これらをわかりやすく提供するため、パソコン教室を毎年開催していますが、今後とも必要と考えられます。

主要施策

(1) 地域情報化の推進

防災や観光、福祉分野など行政情報の迅速かつ的確な伝達のために情報通信基盤の整備及び利用を推進します。

(2) 情報の安全性の確保

情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、多様なセキュリティシステムの構築や、情報化に関する町民の意識啓発を図ります。

(3) パソコン教室の開催

町民を対象として、パソコン教室を開催します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|---------------------------------|
| 公共無線LAN(Wi-Fi)整備事業 | 防災・観光に利用できるよう公共施設に公衆無線LANを整備する。 |
| パソコン教室事業 | パソコン教室事業の開催 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|-----------------|----|------|-----------------|-------------------------|
| 公共無線LAN設置の公共施設数 | 棟 | 0 | 3 | 防災上必用な公共施設数 |
| インターネット利用者割合 | % | 53.1 | 80.0 | 国並みの利用率 |

第3章 教育・子育て応援のまちづくり

1. 学校教育の充実

施策の方針

学校において「生きる力」を育むため、児童生徒が良好な教育環境で過ごすことができるように学校教育を充実させていきます。

現状と課題

本町の学校施設は、小学校2校、中学校1校があり、プール等一部施設は、老朽化が進み改修整備が必要になっています。

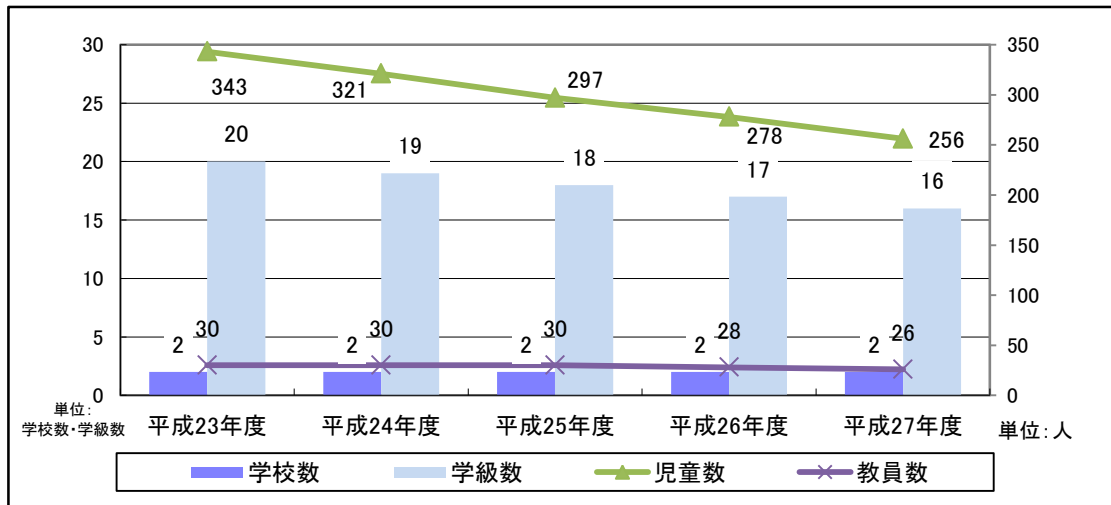
学校教育は、少年期的人格形成の重要な時期であるため、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、「自ら学び、思考し、表現する力」を高め、健康と体力など『生きる力』の育成を図ることが求められています。

『生きる力』の大きな要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「発達の段階に応じたキャリア教育」等各教科領域で、家庭・地域との連携を深め、信頼される学校づくりを推進するため、「開かれた学校づくり」を目指して学校教育を推進していく必要があります。

また、文部科学省が制定した第2期教育振興基本計画で情報機器の目標とされる水準が示されましたが、町内各学校の現状は、タブレット端末や無線LANの整備がこの水準に達していない状況です。このため、今後計画的に整備を行いさらなる教育の情報化に向けて一層の充実を図っていく必要があります。また、これらの情報機器を授業で活用する教員の研修会を開催し、教員の指導力アップに努めていく必要があります。

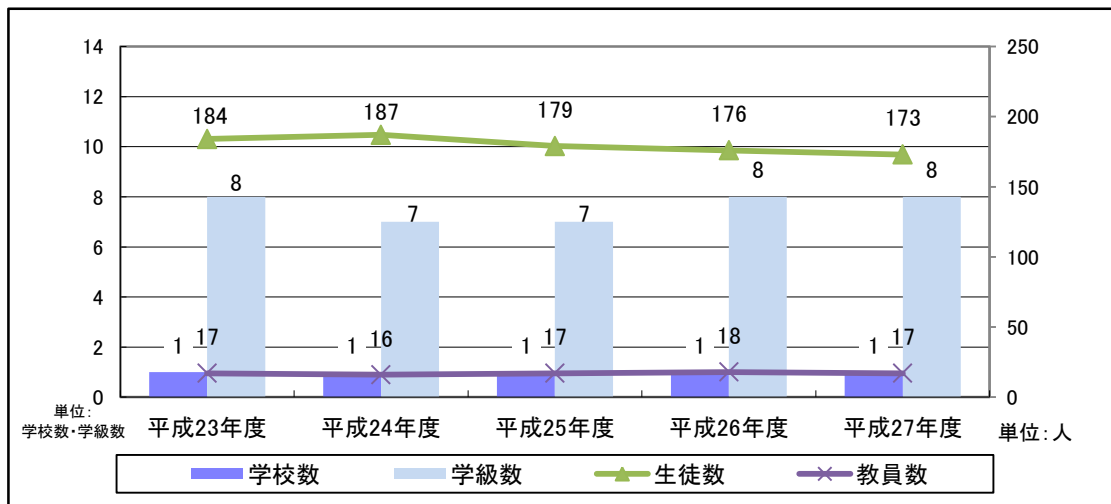
さらに、今後、少子化に伴い児童数が減少傾向の中で、学校の適正規模や学校運営のあり方について検討をしていく必要があります。

小学校の状況（各年5月1日現在）



(資料：学校基本調査)

中学校の状況（各年5月1日現在）



(資料：学校基本調査)

主要施策

(1) 学校施設の改善・整備

- ①小中学校施設については、年次計画により、校舎等の必要な整備を行い、学校教育に好ましい教育環境の整備を図ります。
- ②教育コンピュータ等の教育機器や学校図書室の整備等を今後とも計画的に進めます。

(2) 確かな学力の向上と一人一人の個性を生かす教育の推進

- ①少人数指導や習熟度別に個に応じた指導の一層の充実を図ります。

- ②総合学習を通じて、体験的な学習や問題解決的な学習に努めます。
- ③学校 I C T機器を活用した教育の情報化による推進を図ります。
- ④学校・家庭・地域社会が一体となり、地域に根ざした体験活動や道徳教育の充実を図ります。
- ⑤保育所、小学校、中学校の連携により、進学ギャップのない教育をさらに進めます。
- ⑥基本的人権の尊重とあわせて、男女共同参画の視点に立った教育の充実、特別支援教育の充実を図ります。
- ⑦小学校の英語教育、外国語活動への対応に努めます。

(3) 健康安全教育の充実と相談体制の強化

- ①学校における健康診断・審査の充実と学校環境衛生設備の充実、さらには校医と連携を深め、児童生徒の心身の健康増進を図るとともに健康生活の実践指導に努めます。
- ②小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや不安、ストレス等の相談により、その問題解消に努めます。
- ③家庭や地域と連携し、いじめ、児童虐待、問題行動等の防止及び早期発見に努めます。

(4) コンピュータ教育基盤の整備充実

教育用パーソナルコンピュータ整備事業として、平成 25 年度、平成 26 年度に町内全小・中学校を対象に整備した教育用パーソナルコンピュータについて、タブレット等を含む情報機器として平成 30 年度以降、町内全小・中学校を対象に再整備し、コンピュータ教育の一層の充実を図ります。

(5) 教育情報化研修会の開催

授業における効果的な I C T活用の促進を図るため、教員を対象に教育情報化研修会を開催します。

(6) 学校の適正規模や学校運営のあり方を検討

教育に関する諸課題を調査研究し、学校の適正規模や学校運営のあり方について検討します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------------|-----------------------|
| 小学校教育用パーソナルコンピュータ整備事業 | 小学校の児童用コンピュータの整備（再整備） |
| 中学校教育用パーソナルコンピュータ整備事業 | 中学校の生徒用コンピュータの整備（再整備） |
| 学校施設の改修事業 | 小中学校のトイレを洋式に改修する。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|----|------|-------------------|--|
| 学校図書館図書標準率の達成率 | % | 90.8 | 95.0 | 教育委員会調査。 平成 26 年度の約 5%増を目指す。 |
| 学校教育環境に関する町民の満足度 | % | 35.4 | 38.0 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10%増を 目指す |
| 学校評議員会議 | 回 | 6 | 9 | 教育委員会調査。 平成 26 年度より延 べ 3 回 増 を 目 指 す。 |

2. 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

施策の方針

青少年の健全育成のために関係団体との連携を図り、地域教育の充実に努めます。

現状と課題

少子化の進行により、地域のあり方や人々の絆も変化を余儀なくされてきています。

地域の繋がりが希薄となり、若者や子どもたちが豊かに育つための地域の営みや住民組織も失われつつあります。また、インターネットや携帯電話の急速な普及により、若者のコミュニケーション能力の不足や人と人との関わりの乏しさが指摘されてきています。

このような中で、青少年が本町の将来の担い手として健全育成され、その力がまちづくりに十分発揮されるよう、各種関係団体をはじめ、家庭、地域、学校等の緊密な連携のもとに、青少年を取り巻く環境の浄化や家庭の教育機能の充実に努める必要があります。

また、地域社会の形成者としての役割と自覚を高めるため、青少年の自主的な地域活動や社会活動を促進していく必要があります。

主要施策

(1) 青少年の非行防止活動の推進

①青少年健全育成関係団体と連携して非行防止パトロールを実施するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を展開します。

(2) 青少年の健全育成意識の高揚とジュニアリーダーの養成

①青少年健全育成関係団体と協力し、健全育成事業の展開に努め、意識の高揚を図ります。

②関係団体と連携して、ジュニアリーダーの養成を図るとともに交流・連携を図ります。

(3) 青少年の主体的な社会参加活動の促進

- ①「子ども会」を核にして、家庭、地域、学校が連携し、青少年の自主的な社会体験活動、社会参加活動を促進します。
- ②ボランティアサークルの育成や郷土教育の実施、さらには体験研修事業などの参加機会の拡充に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|----------------------------|
| 青少年健全育成事業 | 青少年の健全な育成を図る |
| 夜間パトロール事業 | 夏休み等における青少年の非行防止を図る。 |
| 子ども会各種講習 | 各種講習に参加し、地域リーダー・指導者の育成を図る。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|----------------------|----|------|-----------------|--------------------------------|
| 子ども会育成者の養成 | 人 | 12 | 15 | 講習会参加者。平成26年度の25%増を目指す。 |
| ジュニアリーダー初級認定者の養成 | 人 | 0 | 5 | 初級認定者講習修了者。平成26年度の5人増を目指す。 |
| 青少年の健全育成環境に関する町民の満足度 | % | 20.3 | 25.0 | まちづくりアンケート調査。平成26年度の約25%増を目指す。 |

3. 子育て支援の充実

施策の方針

本町においては、近年、少子化が急激に進んでおり、今後一層、出産・子育てしやすい環境を整えていきます。

現状と課題

町内には、神崎保育所(定員 120 名)と米沢保育所(定員 60 人)の2か所の公立保育所があります。

本町の年間出生数は 30 人余りと年々減少し少子化が深刻さを増しており、少子化対策が大きな課題となっています。

保育所の入所児童数は、母親の就業拡大等により3歳未満児の受け入れが進み、少子化が進んでいる中ですが、ほぼ横ばいの状況となっています。

また、本町では、子育て支援として、延長保育、一時保育、どんぐりの森、たんぽぽ広場の実施の取り組み、入所児童の保護者支援や家庭にいる母子の支援を進めてきたところです。

さらに、子育て家庭に対する経済的負担を軽減するために、平成 24 年より、保育所入所児子育て助成金として給食費相当額の助成や小中学校の給食費の 50%の助成を行っており、さらに 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯で第 3 子以降の保育料は無料化にしています。

少子化が進行する中では、今後とも安心して子どもを産み育てられる保育環境の整備と保育士の確保及び保育の質的向上を図ることが必要です。

保育所のもう一つの大きな役割である地域の子育て支援については、現在、十分に機能が果たされていない状況にあります。今後、学童保育所の運営の充実を図りながら、学童保育所を活用して、そこを地域の子育て支援の拠点として位置づけるなど検討していく必要があります。

また、乳幼児期は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、保育所はその時期に生活時間の大半を

過ごす場です。子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、保育所には、質の高い保育と保護者への支援等がますます求められています。

保育所児童数の年齢別推移

| | 神 崎 保 育 所 | | | | 米 沢 保 育 所 | | | |
|-------|-----------|-----|-------|----|-----------|-----|-------|----|
| | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 計 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 計 |
| 平成23年 | 16 | 15 | 53 | 84 | 10 | 8 | 24 | 42 |
| 平成24年 | 16 | 23 | 48 | 87 | 13 | 6 | 25 | 44 |
| 平成25年 | 24 | 19 | 47 | 90 | 11 | 11 | 20 | 42 |
| 平成26年 | 24 | 19 | 49 | 92 | 15 | 13 | 19 | 47 |
| 平成27年 | 17 | 21 | 48 | 86 | 14 | 10 | 29 | 53 |

主要施策

(1) 保育体制の確立・充実

- ①各保育所に所長とフリーの主任保育士を配置し、保育所の最大の使命である子どもの生命の安全安心の確保とともに、子どもの成長に資する体験等の充実に努めます。
- ②保護者との相談活動等を充実させ、子どもと保護者支援の一層の充実に努めます。

(2) 保育所施設の整備

- ①神崎保育所は24年目、米沢保育所は16年目に入り、老朽化が進んできているため、保育施設等の計画的な改修・更新等を行い、常に見回りをしながら維持管理に努めます。
- ②神崎町の保育所に入所している乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するために、保育所乳幼児に提供される給食費相当額の助成を継続します。

(3) 第3子以降の保育料無料化

子育て世代の保護者の経済的負担を軽減し、少子化対策並びに子育て支援を目的に18歳未満の子を3人以上扶養している世帯で3人目以降の子が保育所に入所した場合、その子の保育料の免除を継続します。

(4) 未満児保育の推進

女性の再就職を支援するために、常に3歳未満児の受け入れができるよう体制づくりを行います。

(5) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。そのために保育士の研修会の参加、家庭や専門機関との連携協力体制構築を図り、一人ひとりの障害に応じた適切な対応に努めます

(6) 学童保育所の運営

両親の就労等により、家庭で保育ができない児童を対象に学童保育を実施します。

(7) 子育て支援費の支給

- ①子育て家庭に対する経済的負担を軽減し、児童を養育する人がゆとりを持って子育てができる環境づくりを促進するため、子育て支援費を支給します。
- ②平成27年度からは、神崎町で生まれたすべての子どもに対して支給を拡充するとともに小学校入学時の支援費支給も実施します。

(8) ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、医療費の助成を行います。

(9) 子ども医療費の助成

県の子ども医療費助成制度と連携して、新生児から中学校3年生までを対象とした医療費の助成を行います。

(10) 学校給食費の助成

児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の一部を助成する制度を継続します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|-------------------------------------|
| 保育所入所児子育て助成金 | 給食費相当額を助成 |
| 第3子以降の保育料無料化 | 18歳未満の子を3人以上扶養している世帯で3人目以降の子の保育料の免除 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|-----|------|-----------------|-----------------------------|
| 未満児保育入所児数 | 人数 | 31 | 40 | 3歳未満児の保育入所児数 |
| 延長保育 | 利用率 | 59.6 | 65.0 | 利用児童数の把握 |
| 子育て支援についての町民の満足度 | % | 20.1 | 25.0 | 町民アンケート |

第4章 一人ひとりが輝く生涯学習・スポーツのまちづくり

1. 生涯学習体制の充実と学習活動の推進

施策の方針

神崎ふれあいプラザ等の各学習拠点の運営体制を充実させ、指導者・ボランティアの発掘と人材バンクシステムの充実を図るとともに、学習ニーズの高度・多様化に対応して「いつでも、どこでも、だれでも」の自己実現を目指して、主体的な環境整備に努めます。

現状と課題

急速に進む高齢化社会を背景に、生きがいのある生活を送りたいという関心が高まっています。また、情報化、国際化、少子化や環境問題などの社会環境の変化に伴って、町民の学習ニーズも多様化し、自発的で主体的な生涯学習を求めている状況にあります。

このような状況に対応する豊かで活力ある社会形成のために、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学ぶことができ、自己を高めていくことができる生涯学習社会」を形成していくことが大切です。

こうした状況の中、本町ではこれまで神崎ふれあいプラザ、わくわく西の城等を拠点として、町民の幅広い学習活動が展開されてきました。

今後とも、一層町民ニーズに即した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習支援体制の確立と強化に努める必要があります。

主要施策

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- ①全町的な推進体制の確立を図るとともに、生涯学習に関する学習情報の提供や相談活動の充実を図ります。
- ②自主学習グループ・サークル等に対する支援に努め、町民参加の学習事業の強化を図ります。
- ③民間指導者や生涯学習ボランティアの発掘・育成を図り、人材登録システムの充実に努めます。

(2) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化

- ①学習ニーズの把握に努め、それに応じた教室・講座の開設に工夫をこらし、学習機会の拡充に努めます。
- ②地域等の自主的な学習活動の支援や活動成果を発表する場の拡充に努めます。
- ③施設やマンパワーの相互活用による社会教育と学校教育の連携に努めます。
- ④事業や施設利用の情報を生涯学習に有効活用できるよう、広報活動に努めます。

(3) 生涯学習推進のための諸施設等の運営充実

- ①社会教育施設等については、生涯学習ボランティア、図書ボランティアなどと連携を強化し管理運営体制の充実に努めます。
- ②生涯学習関連施設利用に際し町民の利便性向上のため、情報提供のネットワーク化やインターネットなどを活用した有効な提供方法の確立に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|-------------|
| 生涯学習推進事業 | 趣味・教養講座等の開催 |
| 図書室運営事業 | 図書室運営の推進 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|----|------|-------------------|--|
| 各種講座の開催 | 回 | 2 | 4 | 教育委員会調査。 2 講座の増を目指す。 |
| 生涯学習ボランティアの登録推進 | 人 | 63 | 70 | 教育委員会調査。 平成 26 年度の約 10%増を目指す。 |
| 生涯学習環境に関する町民の満足度 | % | 23.3 | 25.0 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10%増を 目指す。 |
| 図書館の書籍充実 | % | 28.7 | 31.0 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10%増を 目指す。 |

2. スポーツの振興

施策の方針

人が健康で健やかに生活していくとはだれもが望むことであり、そのためには日々の運動は必要不可欠です。気軽に簡単にスポーツすることのできる環境整備を目指し、体育施設の整備やスポーツ団体の活動への支援等を行っていきます。

現状と課題

ライフスタイルの多様化により、町民は健康でいきいきとした生活を送れることを求めています。町では町民運動会をはじめ、各種のスポーツ大会を開催し、町民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ってきました。

町内のスポーツ施設は町民野球場とテニスコートがあり、その他の施設として各学校の体育館を開放しています。各施設は、町主催のスポーツ大会の開催やスポーツ少年団及びサークル団体の練習等で利用されています。

スポーツ組織は、町体育協会に加盟する団体が7つあり、各部として活動しています。小学生では、スポーツ少年団として野球やサッカーなどの4団体が活動しています。

各学校の体育館以外の施設は、老朽化が進行しており、利用状況を見定めた計画的な修繕が必要となっています。スポーツ組織の活動においては、スポーツニーズの多様化などにより、活動が停滞している傾向にあります。

今後は、幅広い世代が気軽にスポーツできる環境整備を目指し、現在ある組織の活性化を促すとともに、活動をリードする人材の育成にも取り組む必要があります。

また、平成27年度に締結した日本体育大学との協定に基づき神崎町と大学が双方に協力しながら、スポーツに親しむ機会をより多く提供するため、町民ニーズを見合った行事等を企画していく必要があります。

主要施策

(1) スポーツ・レクリエーション施設・整備の充実

- ①現在ある社会体育施設を有効活用し、生涯スポーツの拠点としての機能充実を目指します。また、学校体育施設の開放を一層促進し、地域のスポーツ活動の推進に努めます。
- ②多様化する町民のスポーツニーズに対応するため、施設の改修等を計画的に実施していきます。

(2) 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の拡充

- ①幅広い世代がスポーツに親しめる環境整備を目指し、各年代に応じたスポーツ教室や行事を開催します。また、健康づくりを目的とした運動教室やプログラムを保健事業と連携して推進していきます。
- ②全町的なスポーツ・レクリエーションイベントを開催し、地域の交流を深め、地域コミュニティの維持・発展を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成

- ①体育協会とスポーツ少年団の活動を継続させていくため、活動をリードする指導者の育成を支援します。
- ②グループによるスポーツ活動を推進し、町内でのスポーツ活動を活性化していきます。
- ③スポーツ推進委員会を中心として、ボランティアによる地域のスポーツリーダーの育成、確保を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーションの情報提供体制の充実

- ①スポーツ・レクリエーションに関する案内リーフレットやインターネットを利用した多様な情報提供体制の確立を図ります。
- ②地域、職場、団体等におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実のため、指導・助言・相談体制の充実を図ります。

(5) 日本体育大学との協定に基づくスポーツによる地域振興の推進

日本体育大学が有する施設及び人材を活用して、児童生徒へのスポーツ指導や大学講師による講演会の開催などを実施し、スポーツによる地域振興を推進します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|-------------------------------|
| スポーツ・レクリエーション事業 | 歩け歩け大会等健康づくり事業の実施や町民運動会の開催・運営 |
| 各種スポーツ団体の育成支援事業 | 体育協会及びスポーツ少年団への助成 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------------------|----|------|-------------------|------------------------------------|
| スポーツ環境に関する町民の満足度 | % | 17.6 | 20.0 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 15% 増を目指す。 |
| 成人の週 1 回以上のスポーツ活動の実施率 | % | 19.2 | 21.0 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10% 増を目指す。 |

3. 伝統文化の継承と文化芸術活動の推進

施策の方針

文化活動の振興に努め、芸術・文化風土の情勢に努めていきます。また、歴史的文化遺産、文化財等の保護を進める一方で、伝統文化を活用しその伝承に努めます。

現状と課題

本町における歴史的文化遺産については、神崎の大クスや西の城貝塚をはじめ、国指定が2件、県指定が6件、町指定が5件の文化財があり、町民の協力のもとに保護・保存を図ってきました。

また、わくわく西の城には歴史資料の展示コーナーを設置して郷土の歴史や文化にふれる機会を設けています。この展示コーナーの活用と町民へのPRにより、町民の文化財保護への意識の高揚を図りながら、今後とも文化財の保護・伝承に努めていく必要があります。

芸術や文化はまちの個性、独自性を生み出す重要な要素であり、まちづくりと密接に関わっています。こうしたことから、本町においては神崎ふれあいプラザを拠点に、多様な文化芸術活動の振興に努めてきました。

今後、一層本格的な芸術・文化活動の拡充に努める一方、多様な芸術・文化団体等への活動支援、指導者やリーダーの養成に努め、芸術・文化風土の醸成に努めていく必要があります。

主要施策

(1) 文化財の保護・保存

文化財の調査と指定の促進に努めるとともに、指定文化財については引き続き保護と保存調査の促進を図ります。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

わくわく西の城の歴史資料展示コーナーの充実を図り、町民が郷土の歴史や文化についてふれる機会を提供します。

(3) 全町的な芸術・文化活動の推進

- ①町民を中心とした参画型の学習活動を展開し、町民にとって関心が持てる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。
- ②文化祭のみに限らない創作活動成果の発表機会の拡充を図るとともに、演劇・公演、音楽会、美術展など優れた芸術・文化を鑑賞する機会の拡充に努め、町民の芸術・文化に対する関心と理解が深まるよう努めます。

(4) 芸術・文化団体の育成と指導者の確保

自主的活動を支援し、各芸術・文化団体・サークルの育成・強化に努め、多様化する町民ニーズに対応できるよう、芸術・文化活動の指導者の育成・確保に努めます。

(5) 広報活動の強化

各種芸術・文化団体等の活動内容、講演会などの各種予定について、町民の参加意欲が高まるよう広報活動の充実に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|------------|
| 文化財保護事業 | 指定文化財の保護 |
| 文化祭の開催 | 芸能発表会や作品展示 |
| 文化ホール事業 | 各種イベントの開催 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|----|------|-------------------|------------------------------------|
| 文化遺産の保存・活用の状況 | % | 18.4 | 20 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10%増を目指す |
| 優れた文化・芸術の鑑賞 | 回 | 1 | 1 | 教育委員会調査。平成 26 年度に引き続き年 1 回の開催を目指す。 |
| 文化芸術環境に関する町民の満足度 | % | 27.9 | 30 | まちづくりアンケート調査。平成 26 年度の約 10%増を目指す |

4. 地域間交流・国際交流の推進

施策の方針

国内外での産業経済活動や文化活動を通じた交流を通して、広い視野を持った人材の育成に努め、豊かな人間性や社会性を育むことに努めます。

地域間交流や国際交流は、未来を担う子どもたちにとっても必要な学習であると認識し、活発な交流活動の推進に努めます。

現状と課題

近年加速するグローバル化への対応は、今後ますます重要性を増しています。また国内の都市との交流においても、他地域の文化や産業などの交流を図ることは、知識の習得や、自分の文化を見直す良いきっかけとなり、重要な機会であるといえます。

しかし、本町の地域間交流は、国内はもちろん国外との交流もあまり図られていないのが現状です。町の活性化にも寄与することを踏まえ、他市町村等との相互交流活動を推進する必要があります。

国際交流の面では、国際的な視野に立った人材育成や、教育研究活動の活性化を促すためにも重要なことといえます。しかし、町民各層の国際交流・国際協力への理解や交流活動への参加、外国の人々が地域社会に中で生活するための環境づくりは、まだ十分とはいえません。

今後、地域における国際化が進む中で、積極的な国際交流・国際協力活動等を推進する必要があります。

国内外の都市との交流は、異文化や自分自身の価値観を広めるのに絶好の機会です。また、グローバルな国際化への対応は、今後ますます重要性を増していくものと考えられるとともに、町の活性化にも寄与することを踏まえ、他市町村や諸外国等との相互交流活動を推進する必要があります。

特に学校において、豊かな自然・地域に根ざした産業や今に伝わる伝統文化等の生活環境が異なる地域間の交流を行い、児童生

徒が自分の生活する地域では経験できない様々な体験活動を実施する必要があります。

主要施策

(1) 県内・県外の都市とのふれあい交流活動の推進

- ①生涯学習・文化活動の交流や県内外への移動研修活動等のふれあい交流事業の展開を図ります。
- ②児童生徒が農林業体験や生活体験等を通じて、豊かな自然・地域に根ざした産業や今に伝わる伝統文化等の生活環境が異なる地域間の交流に努めます。

(2) 国際交流推進体制の整備と交流事業の推進

- ①各学校が国際交流を生かした授業を進められるように、国際交流推進体制の確立に努め、多様な分野における機会づくりに努めます。
- ②新学習指導要領の改訂により、英語授業に関わる時間が増えることから、英語指導助手の活用により、児童生徒の国際交流への育成に努めます。
- ③英語を身近に接することができ、学べるように、夏休みの期間を利用して、対象学年を中学生まで拡大し、集中的に英会話を中心に学習する機会を設けます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|-----------------------|
| 英語指導助手雇用促進事業 | 小・中学校の英語指導のための雇用 |
| 英語教材整備事業 | 次期学習指導要領の改訂による英語教材の整備 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|--------|----|-----|-----------------|-----------------------------------|
| 英語交流事業 | 回 | 0 | 1 | 教育委員会調査。 平成26年度の 100%増を目指す。 |

第5章 生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり

1. 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策の方針

本町では、がん検診の受診率が低く、がん検診についての啓発活動と受診勧奨を行います。

また、幼児健康診査において、むし歯保有児の割合が、全国、千葉県と比較して神崎町は高い状況にあることから、今後ともむし歯予防対策を拡充していきます。

現状と課題

本町の3大死因は、悪性新生物（がん）・心疾患・肺炎です。千葉県、全国と同様の結果です。平成21年度には、肺炎は死因第4位でしたが、平成24年度から第3位と上昇傾向にあります。

また、婚姻率の低下、核家族化、経済基盤の不安定化、女性の就業率の上昇等があり、今後さらに少子高齢化が進んでいくと考えられます。少子化対策として地域で出産・子育てしやすい環境を整えていくことが求められています。

むし歯保有児の割合も、平成26年度において、1歳6か月健診時に千葉県は1.7%でしたが、本町では4.3%と県平均よりも高い状況にあります。3歳児健診でも同様に、千葉県18.3%に対し本町では32.4%と高い状況です。

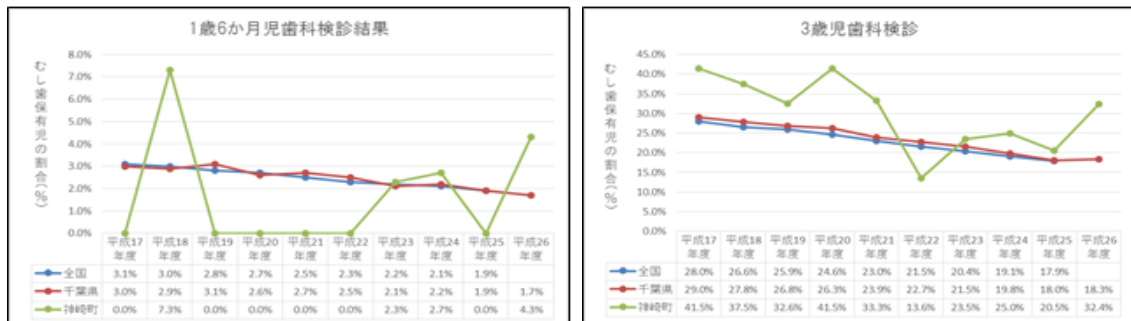
今後、むし歯予防対策を拡充していく必要があります。教育委員会・保育所・庁内関係各課が連携し、子どもだけでなく、取り巻く大人も含めた栄養についての関心を高めていく必要があります。

神崎町死因分類別死亡数

| 順位 | 平成 21 年度 (総数 77) | | 平成 22 年度 (総数 80) | | 平成 23 年度 (総数 81) | | 平成 24 年度 (総数 95) | | 平成 25 年度 (総数 81) | |
|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|
| | 死因 | 数 | 死因 | 数 | 死因 | 数 | 死因 | 数 | 死因 | 数 |
| 1 | 悪性新生物 | 20 | 悪性新生物 | 21 | 悪性新生物 | 21 | 悪性新生物 | 23 | 悪性新生物 | 21 |
| 2 | 脳血管疾患 | 14 | 肺炎 | 16 | 心疾患 | 17 | 心疾患 | 23 | 心疾患 | 14 |
| 3 | 心疾患 | 12 | 心疾患 | 8 | 脳血管疾患 | 11 | 肺炎 | 10 | 肺炎 | 9 |
| 4 | 肺炎 | 10 | 脳血管疾患 | 7 | 肺炎 | 10 | 脳血管疾患 | 8 | 老衰 | 6 |
| 5 | その他呼吸器疾患 | 4 | 老衰 | 5 | 腎不全 | 4 | その他呼吸器疾患 | 5 | 脳血管疾患 | 5 |

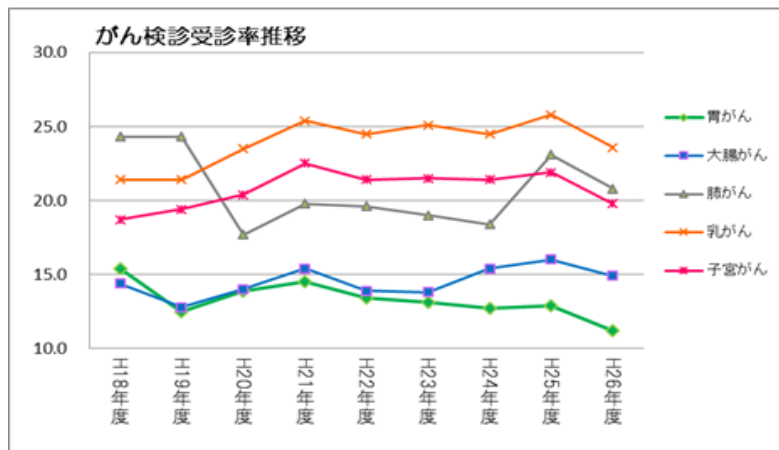
※千葉県衛生統計年報より

むし歯保有児の割合



※母子保健事業実績報告より

がん検診受診率



※健康づくり推進協議会資料より

※母数は、年度当初の対象年齢人口（日本人のみ）で算出。

主要施策

(1) 健康づくりの推進

- ①健康づくりに関する広報活動の充実を図り、町民一人ひとりが自分や家族の健康に関心が持てるよう努めます。
- ②地域で健康づくり活動の中心になれる人材の育成に努めます。

(2) 特定健診・特定保健指導

庁内関係各課と連携し、健診受診率、保健指導実施率の向上に努めます。

(3) 母子保健事業の推進

- ①「神崎町子ども子育て支援事業計画」を適宜見直し、子育てしやすい環境の整備に努めます。
- ②保健師、管理栄養士による新生児・乳幼児・妊産婦の訪問指導を充実させます。
- ③乳幼児とその保護者に対し、むし歯予防の知識の普及啓発活動を行います。

(4) 地域医療・救急医療体制の推進

香取管内における医師会や町外の医療機関、また香取健康福祉センターとの連携を図り、町民の日常生活における地域医療・救急体制の推進に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|--|
| 健康増進事業 | がん検診 結核・肝炎ウイルス検診 健康相談 子育てママ・若い世代の健康診査 |
| 母子保健事業 | 妊婦健康診査 母子手帳の交付 両親学級 妊産婦訪問指導 乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科検診 3歳児健康診査 |
| 保健推進員活動推進事業 | 保健推進員研修会 なんじゃもんじゃいきいきフェスティバルでの健康増進普及活動 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------------------|----|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 各種がん検診受診率 | % | | 5.0%上昇 | |
| 1歳6か月児健康診査時、 むし歯保有児の割合 | % | 4.3 (H26年度) | 2.0%以下 | 現状値より半減を 目指す |
| 3歳児健康診査 むし歯保 有児の割合 | % | 32.4 (H26年度) | 25.0%以下 | 現状値より7%減 を目指す |

2. 地域福祉の充実

施策の方針

だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるように地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、さらには町ボランティア団体と連携して、地域福祉活動の推進に努めます。

現状と課題

全国的な少子高齢化の進展は、本町においても例外ではなく、今後町行政を運営していく中で、重要な課題となっています。少子化の背景には、結婚・出産に対する価値観の変化や核家族化の進展等の地域社会の変化、経済基盤の不安定化等様々な要因がありますが、仕事と子育てを両立できる環境整備や子育てに対する医療・福祉の充実等、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりが課題となっています。

平均寿命が延びていることもあり、高齢者の増加と少子化が重なり、本町の高齢化率は平成24年28.41%、平成25年29.46%、平成26年30.50%と増加しています。このような急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者数や認知高齢者数も増加しています。これらの人々は、住み慣れた地域で支え合い、助け合い、個人の尊厳を保ちながら、安心して生活できる地域社会づくりが求められています。

また、核家族世帯や高齢者世帯の増加等により家族内の支え合い「家族力」の低下や、地域の相互扶助機能「地域力」の低下が予想されます。

今後は、高齢者や障害者をはじめ、地域社会のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域福祉に対する町民の意識を高めるとともに、社会福祉協議会、民生委員児童委員や福祉ボランティア団体等と連携して、地域ぐるみの福祉活動を支援していくことが必要です。

主要施策

(1) 地域福祉活動の推進

- ①地域に密着した福祉活動の推進を図るため、町社会福祉協議会の機能の充実強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充等に対して、積極的に支援します。
- ②福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員児童委員との連携強化に努め、相談しやすい環境づくりを推進します。
- ③神崎町ボランティア連絡協議会の充実を図って、幅広い福祉ボランティア活動の推進に努めます。

(2) 福祉意識の高揚

- ①福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、生涯学習活動や関係機関との連携のもと、研修会の開催や広報などによる啓発活動を推進します。
- ②地域における町民生活の問題解決を支援する体制を整備し、町民による町民のための地域福祉の推進に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|------------------------|
| 神崎町社会福祉協議会補助金 | 法人運営事業、地域福祉活動、在宅福祉サービス |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|-------------|----|-----|-----------------|-------------------------|
| ボランティア団体登録数 | 団体 | 19 | 25 | 6%を目指す |
| NPO法人登録数 | 団体 | 1 | 3 | |

3. 高齢者支援の充実

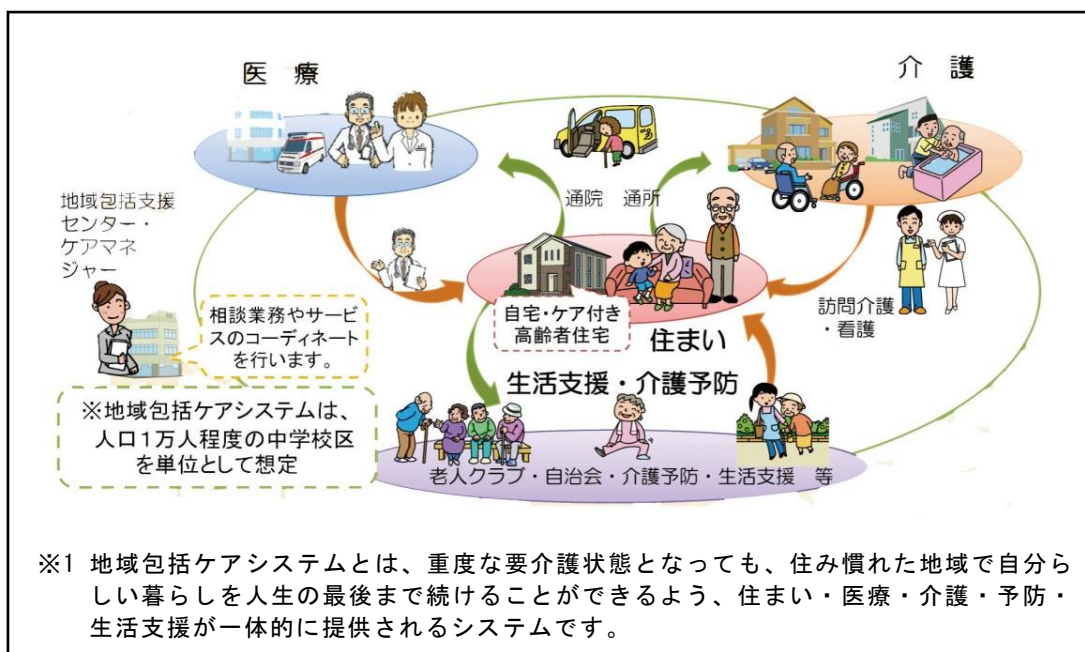
施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるよう、生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくりを基本理念として、介護サービスや日常生活支援にかかる各種サービスの充実とともに、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉のまちづくり、快適で安全な自然と共生する生活環境づくりを推進し、安全・安心・快適な住環境のまちの実現を目指します。

また、高齢者を対象に健康の増進や生きがいの場を提供するため、様々な教室を実施します。

現状と課題

本町の平成27(2015)年4月1日現在の高齢化率は30.5%で、ついに30%台に突入しました。また、団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)になる平成37(2025)年には、超高齢化社会のさらなる進展が見込まれます。このような状況に対応するため、高齢者や障がい者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように「地域包括ケアシステム※1」の構築が重要となります。



地域包括ケアシステムを進めるには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築や権利擁護の取り組みが特に重要です。このため、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店の方々などのネットワークへの参加を促すとともに、社会福祉協議会と連携し地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動が課題です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するためには、「地域包括ケアシステム」の中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の強化と権利擁護の推進を図ることが重要です。

一方、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、介護予防や生きがいつくりなど高齢者が自ら取り組めるような施策が必要です。このため、町民主体の介護予防の取り組みを地域でいかに進めていくかが課題です。また、老人クラブ活動の支援等による生きがいつくりのほか、高齢者の地域貢献や生きがいつくりが重要です。

高齢者支援における大きな要素である特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備の拡大が介護保険料の引上げに繋がる相関関係にあるため、3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の中で、介護保険料とのバランスを精査しながら、検討する必要があります。

また、自分の人生をいきいきハツラツと過ごすために、町では、「なんじゃもんじゃ教室」という高齢者教室を開催しています。年度によって開催数に増減がありますが、平成27年度では5回の開催で教室に取り組んでいます。

内容は、健康づくりの一環として、グランドゴルフやカーリング、保健福祉課の元気アップ教室と合同で軽い体操などを行い、最後には視察研修を実施しています。参加者は、毎回の行事を楽しみにしながら参加され、また、参加者同士の交流にも楽しみを見つけています。しかしながら、現状の教室の内容に変化がなく、参加者に飽きられてしまう側面がありますが、一方で定員の40名を超える応募があった場合、参加できない方が出てしまうことがあります。希望者全員が参加できるような体制を確立する必要があります。

主要施策

(1) 高齢者福祉対策の推進

- ①老人クラブ活動の充実を支援するとともに、高齢者の方々によるボランティアを活用し、地域社会への参加を促進します。
- ②神崎ふれあいプラザ、みなみふれあいセンター及びきたふれあいセンターの有効活用を図るとともに、高齢者のふれあいを目的とした会の育成を図ることにより、高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

(2) 高齢者の健康の確保と介護予防の推進

- ①高齢者が身近な場で身体を鍛え、健康の保持に役立つグランドゴルフや軽スポーツ等の一層の振興を図るとともに、健康づくり事業を今後とも継続して推進します。
- ②高齢者が加齢により要介護者になるのを減らすために、地域支援事業による介護予防事業を実施します。

(3) 在宅福祉サービスの充実

- ①地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスに関する相談体制の充実を図ります。
- ②寝たきりや認知症高齢者等の症状の重度化防止と介護者の負担軽減のために、ホームヘルパー体制やボランティア体制の充実、さらには緊急連絡網の確立等を図って、家庭への訪問活動やひとり暮らし高齢者への安否確認活動等の拡大充実に努めます。
- ③在宅福祉サービスについては、要介護高齢者や介護者の実態把握に努めるとともに、社会福祉協議会との連携強化や民間サービス産業の導入促進等を図って、各種サービス事業の充実に努めます。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

①高齢者の居住にかかる施策との連携

関係各課と連携をとりながら、高齢者に快適で安全な住宅づくりに向けた相談や情報提供を実施し、介助を必要とする人も安心して暮らすことができる住居を整備します。

②医療と介護の連携強化

患者の早期の社会復帰を促進するため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを総合的に確保できるよう、町内の医療関係者と介護福祉サービスを提供している事業所との連携を図ります。

③認知症予防及び支援策の充実

認知症に関する相談窓口の充実による予防体制の確立や、認知症サポーターの養成などを通じた、地域全体での認知症の高齢者やその家族を支援する体制を整備します。

④日常生活を支えるサービスの充実

ひとり暮らし世帯や夫婦世帯の高齢者が身近な地域で充実した生活を送れるよう、各種サービスや見守り、地域支援事業の体制整備などを充実させるとともに、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成などに努めます。

⑤高齢者の社会参加の促進

高齢者が地域の中で社会的役割を持ち、生きがいを感じながら生活していくとともに、地域住民との関わりを築くことができるよう、積極的に社会参加を促進します。

(5) 高齢者教室の充実

健康の増進と生きがいづくりに貢献するため、特色のある、また参加して楽しそうだと思う教室の企画をします。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|-----------------------|
| 老人クラブ活動推進事業 | 町老人クラブ活動・単位老人クラブ活動の支援 |
| 緊急通報体制整備事業 | 緊急通報システムの整備 |
| 介護保険事業 | 介護サービス給付 |
| 地域支援事業 | 介護予防・相談・成年後見制度等 |
| 高齢者教室 | 高齢者の生きがいづくり |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------|----|------|-----------------|------------------------------|
| 高齢者支援体制の満足度 | % | 28.5 | 38.5 | まちづくりアンケート調査。H26調査の10%増加を目指す |
| 高齢者の参加促進 | 人 | 40 | 45 | 実参加者数。平成27年度の約10%増を目指す |

4. 障がい者支援の充実

施策の方針

第3次神崎町障がい者基本計画における基本理念「すべての人にやさしい思いやりとふれあいのまち神崎」に則り、本町に住まう障がいを有する方々の地域社会における共生の実現を目指して、その自立と社会生活の支援のための施策を総合的に実施し、障がい福祉サービスの充実、増進を進めます。

現状と課題

障がいのある人も障がいのない人もお互いが特別に区別されることなく、同じように生活をしていることが、人として本来の望ましい姿であるとする「ノーマライゼーション」の考え方が社会に浸透しつつあります。本町では障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定し、障がいの種別を超えたサービスの一元化や各種支援事業等々の施策を推進してきました。

本町における障がいのある人の数は身体障がい、知的障がい、精神障がいともに年々微増の傾向にもあり、さらに障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、介護者の高齢化が進展し、障がい福祉に対するニーズも多様化するとともに行政へのきま細やかな対応が求められています。

障がいのある人の自助努力には限界があることから、障がいのある人やその家族に対して地域社会が「思いやりとふれあい」の観念で接するような福祉意識の高揚を図りながら、障がいの種別にかかわらず、その人なりに適したサービスの利用や地域社会での自立した生活が送れるよう、将来にわたって支援していく必要があります。

障害者手帳等の交付状況

(単位：人)

| 区分 年度 | 総数 | 身体障害者手帳所持者 | | | | | 療育手帳 所持者 | 精神障害者 保健福祉手帳 所持者 | 自立支援医療 (精神通院) 受給者 |
|----------|-----|------------|-------------------|-------------|-----------|----------|-------------|------------------------|-------------------------|
| | | 視覚 障害 | 聴覚・ 平衡機能 障害 | 音声・ 言語障害 | 肢体 不自由 | 内部 障害 | | | |
| 平成21年 | 220 | 16 | 15 | 0 | 125 | 64 | 28 | 14 | 53 |
| 平成22年 | 229 | 16 | 16 | 0 | 127 | 70 | 29 | 13 | 49 |
| 平成23年 | 229 | 17 | 15 | 0 | 123 | 74 | 31 | 16 | 53 |
| 平成24年 | 224 | 15 | 14 | 0 | 125 | 70 | 33 | 14 | 55 |
| 平成25年 | 232 | 17 | 14 | 0 | 129 | 72 | 33 | 18 | 53 |

資料：保健福祉課

主要施策

(1) 福祉サービスの充実

- ① 社会福祉協議会や民間事業者、近隣市町村などとの協力により、ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスなど地域生活を支えるサービス基盤の整備に努めます。
- ② 必要な情報提供や助言、サービスの利用支援のための相談支援体制の充実を図ります。

(2) 保健・医療サービスの充実

- ① 保健所や医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の整備を図ります。
- ② 療育体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

(3) 交流・社会参加の促進

障がいのある人がより充実した社会生活を送るために、交流や社会参加を促進します。そのため、保育・教育、雇用・就労、生涯学習・スポーツなどの分野において、関係機関に対する障がいへの理解・啓発を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりの充実を図ります。

(4) 生活環境の整備

- ①障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活をし、社会参加ができるよう、移動手段の確保や公共施設・道路等のバリアフリー化の推進など生活環境の整備を進めます。
- ②障がいのある人や高齢者の安全に配慮した防災・防犯対策を進めます。

(5) 理解・啓発活動の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ともに地域で暮らす人々の障がいに対する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進し、障がいのある人に対する正しい理解と配慮によって各種施策をより効果的なものとしします。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------------|-----------------------------|
| 自立支援給付事業 | 障害者総合支援法に基づく自立支援給付を行う。 |
| 地域生活支援事業 | 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行う。 |
| 重度心身障がい者医療費助成事業 | 重度心身障がい者（児）の医療費の自己負担額を助成する。 |
| 在宅重度知的障がい者等福祉手当支給事業 | 在宅重度知的障がい者等に福祉手当を支給する。 |
| 障がい者サービス拡充対策事業 | 障がい者グループホーム利用者に対する助成事業を行う。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------------|----|------|-------------------|-----------------------------------|
| 障がい者支援体制に対する 町民の満足度 | % | 20.0 | 23.0 | まちづくりアンケート調査。平成 27 年度の約 15%増を目指す。 |

5. 社会保障の充実

施策の方針

生活保護世帯が年々増加傾向にある中、核家族化や高齢化の進展と雇用情勢の悪化等により被保護世帯の増加と生活保護に至らない生活困窮者への自立支援についても課題となると予想されることから、今後とも相談体制の充実、生活の向上を支援していきます。

国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・保健指導の受診率を向上させ、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少等による医療費の適正化を推進し、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

また、後期高齢者を対象とした適正な医療の確保・給付と制度の健全な運営を推進します。

さらに、国民年金制度に対する町民の理解を深め、適正な加入と保険料の納付を推進します。

現状と課題

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が変化する中、生活基盤の弱い高齢者・傷病者・障害者・母子父子世帯等に対する生活支援や指導援助の対応が急務となる一方、長引く不況の影響で雇用情勢悪化等による失業や生活不安が広がり、生活困窮世帯への支援が重要な課題となっています。

このような状況の下、地域福祉の担い手の民生委員・児童委員及び関係機関と連携し、社会的絆を持つことが希薄な状態で、多様な問題を抱えている方々の生活相談・指導援助を行い、町民生活を安定することに努めてきました。

特に、生活保護制度は、真に生活に困窮し自立困難な方々のための最低限度の生活を保障する最後のセーフティネット（安全網）としての役割を果たしていますが、本町における生活保護対象世帯は、年々増加傾向にあります。また、核家族化や高齢化の進展と雇用情勢等の悪化等により被保護世帯増加と生活保護に至ら

ない生活困窮者への自立支援についても課題となると予想されることから、今後とも相談体制の充実、生活の向上を支援していく必要があります。

生活保護の状況

| 年度 | 総数 | | 生活扶助 (人) | 住宅扶助 (人) | 教育扶助 (人) | 医療補助 (人) |
|----------|-----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 世帯数 | 人員 | | | | |
| 平成 22 年度 | 26 | 33 | 27 | 16 | 1 | 27 |
| 平成 23 年度 | 30 | 36 | 30 | 22 | 0 | 31 |
| 平成 24 年度 | 35 | 41 | 33 | 27 | 0 | 34 |
| 平成 25 年度 | 31 | 42 | 34 | 28 | 0 | 33 |
| 平成 26 年度 | 33 | 37 | 31 | 23 | 0 | 29 |

※千葉県衛生統計年報より

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康づくりに大きな役割を果たしています。しかしながら、近年の急速な少子高齢化、医療技術の高度化等の要因により、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費はますます増加していくものと考えられます。また、高齢者、低所得者を多く抱えるといった構造上の問題等により、国民健康保険の財政状況は非常に厳しい状況下におかれていることから、国民健康保険に対する理解や医療費の適正化、収納率の向上対策等が求められています。

また、生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防のためにも、特定健康診査の受診率を向上させ、日常生活習慣の改善や保健指導を行い、疾病の発症や重症化の予防を図ることが重要であり、医療費の抑制にも繋がります。

国民年金制度については、全国的に未納者が増加する傾向にあり、本町も例外ではありません。制度の円滑な運営を図るためにも啓発活動などを行い、未納者の解消に努めて、保険料納付の促進を図っていく必要があります。

主要施策

(1) 低所得者福祉の充実

- ①民生委員等の協力の下、困窮または低所得者世帯の実態把握に努め、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、被保護世帯の社会的自立を促すための支援を行い、不正な受給の防止を図ります。
- ②香取健康福祉センターとの連携を図って、相談指導体制の充実と民生委員活動の充実に努めます。
- ③社会福祉協議会やハローワークの協力を得て、低所得者の生活の向上や自立を支援するための生活福祉資金貸付制度等の周知に努めます。

(2) 国民健康保険事業の安定化

- ①診療報酬明細書の内容点検の充実・強化、適正受診に向けての被保険者に対する啓発等を実施します。
- ②医療費の適正化を図り保険給付の伸びを抑えるとともに、町民が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努め、収支の均衡を図ります。
- ③保険資格の適正化や保険税滞納の未然防止に取り組み、未納者への働きかけを強化していきます。
- ④生活習慣病を予防し、医療費を抑制するため、国民健康保険加入者の特定健康診査の積極的な受診を推進し、保健指導の指導率を向上させ、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少を目指します。

(3) 国民年金制度の啓発・相談活動の推進

- ①正確な情報提供ができるよう、日本年金機構との連携を密にし迅速な事務処理に努めます。
- ②国民年金事業の制度を周知し、相談業務の充実に努め、町民の保険料納付義務意識の高揚を図り、事業の円滑な運営を支援します。

(4) 後期高齢者医療制度事務の推進

千葉県後期高齢者広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の健全かつ適正な運営を推進していきます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------------|--------------------------------|
| 神崎町民生委員児童委員協議会補助金 | 社会福祉活動の推進のため民生委員児童委員協議会に補助金を支給 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|---------------------|----|-------|-----------------|-------------------------|
| 民生委員児童委員数 | 人 | 15 | 15 | 現状人員を確保する |
| 国民健康保険税徴収率(現年度分) | % | 92.83 | 93.0 | |
| 特定健康診査の受診率 | % | 33.7 | 45.0 | |
| 国民年金納付率 | % | 61.5 | 65.0 | |
| 後期高齢者医療保険料徴収率(現年度分) | % | 99.7 | 99.9 | |

第6章 安全で緑豊かな生活環境づくり

1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備

施策の方針

本町は田畑や森林が多く、自然と緑が豊かな環境が広がっており、その貴重な自然環境を守るとともに、町内の公園・緑地を整備し、町民の憩いの場を提供できるような環境づくりに努めます。

こうざき天の川公園については、道の駅来場者の、町内への誘客関連施設という点からも、町内・町外の人々の憩いの場として、ふれあい交流の場となるよう維持・管理に努めます。

現状と課題

下総神崎駅前広場やこうざき自然遊歩道の管理は、町からの委託による管理のほかに、ボランティア団体等の協力により行われています。しかしながら、利用者が多いとはいえない状況であり、PRの強化や、利用者が多い道の駅「発酵の里こうざき」と結ぶなどし、利用促進をしていく必要があります。

緑化の推進については、緑基金を利用して、地区集会所と下総神崎駅南口の花壇及び小中学校への花の植栽など、全町的に「花いっぱい運動」を展開してきました。これからも、公園の管理とも連携しながら、さらに「花いっぱい運動」を実施して、町民に緑化思想の普及をするとともに、各地域で自発的に緑化事業が展開できるような体制づくりに努める必要があります。

こうざき天の川公園は、道の駅の開業により町民だけでなく、町外からも釣りやオニバス鑑賞などで訪れる方も増えています。また公園施設では、町及び関係団体の主催により各種の行事やイベントが開催され、四季を通じて有効に利用されています。

今後も、道の駅の連携施設として、豊かな自然と水辺に親しみ、憩いとうるおいが得られ、季節に応じた楽しみが実感できるように、既存の公園、広場及び遊歩道を連携させながら、有効に利用

できるように推進していく必要があります。

しかし、整備後 15 年以上が経過していることや東日本大震災の影響もあり、改修が必要な箇所もあり、来園者に喜ばれる空間創りのため、施設の維持・改修に努めるとともに、町民の参加を呼びかけながら、効率的に管理をする方策を考える必要があります。

また、環境美化の面では、町内一斉のゴミゼロ運動や各種団体のボランティア活動による清掃作業などにより成果を上げています。さらに、不法投棄を防止するため不法投棄監視員を委嘱し、町内全域において定期的な監視体制を実施しています。

こうした身近な環境・公害問題に加え、現在は震災の影響も相まって地球環境にやさしく災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用が進められています。本町においても、町民に対して環境保全の意識啓発に努めるとともに、地域が一体となって人が住みやすく環境負荷の少ない社会づくりに取り組む必要があります。

主要施策

(1) 公園の整備・管理

- ① 天の川公園、こうざき自然遊歩道等の施設の連携を図りながら、町民が楽しくふれあい交流できる場として、イベントの開催など計画的な推進に努めます。
- ② 公園機能を一層有効に発揮させるため、町民参加を得ながら管理・運営に努めます。

(2) 緑化の推進

- ① 緑基金の有効活用により全町的な「花いっぱい運動」を展開して、緑化思想の普及に努めます。
- ② 町民参加による緑化事業の推進を図ります。

(3) 天の川公園と周辺施設との連携

道の駅の開業により、隣接する天の川公園へ足を伸ばす来町者も増えています。園内では、水辺の原風景が楽しめるほか、環境庁のレッドデータブックの中で、絶滅のおそれのある重点7種の

うちの一つに挙げられる「オニバス」が8月上旬から9月中旬頃に花を咲かせています。道の駅来場者にとっては珍しい、このオニバスをPRしつつ、神崎神社や二つの酒蔵など、町中心部への誘客を図ります。

(4) 公園の維持・管理

施設の計画的な維持・管理を図ります。

(5) 環境保全活動の推進

- ①不法投棄監視員による監視を強化し、ごみの不法投棄の防止に努めます。
- ②環境美化活動への意識の向上を図るため、町内一斉のゴミゼロ運動の実施、子どもたちへの環境学習の推進に努めます。

(6) 公害防止対策の強化

- ①水質汚濁の主因伴っている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽への転換の促進に努めます。
- ②河川水、工業団地各企業排水及び飲用井戸水の水質検査を実施し、環境汚染や公害の発生の予防に努めます。
- ③町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、町民の意識啓発のためのPR活動に努めます。

(7) 地球温暖化防止対策の推進

- ①地球温暖化を防止するため、CO₂の削減に努めます。
- ②地球環境にもやさしく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用を図るため、太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付し設置を促進します。
- ③家庭でもできる身近な温暖化対策のPR活動に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|---|
| 下総神崎駅北口広場・神崎自然遊歩道の管理 | 下総神崎駅北口広場・神崎自然遊歩道の管理 |
| 天の川公園管理事業 | 天の川公園の管理し、次の世代にも繋げる施設の維持を進める。 |
| 産業廃棄物不法投棄防止事業 | 不法投棄を防止するため不法投棄監視員を委嘱し、町内全域において定期的な監視体制を実施。 |
| 神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 太陽光発電設備設置者に対して補助金を交付する。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|----------------------|----|------|-----------------|-------------------------|
| 公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度 | % | 21.0 | 30.0 | 満足度の1割増 |

2. 上水道・污水处理施設の整備

施策の方針

衛生的で快適な生活環境を実現するため町内全域の戸別合併処理浄化槽の普及を図り、全町的な污水处理対策の促進に努めます。

また、水道事業は安全で良質な水を365日、安定して供給する使命があります。ライフラインという言葉が示すように、水道はまさに町民生活の生命線であり、今後とも町民から信頼される水道を創り、町民の満足度を向上させ、経営の健全化を図ります。

現状と課題

下水道は、健康で快適な生活環境を実現するためには、欠かすことのできない施設ですが、インフラとして整備・維持管理には多大な経費がかかるため、本町の財政状況から、平成21年度に「神崎町污水適正処理構想」の見直しを行い、町内全域を合併処理浄化槽促進地域に指定しました。

しかし、平成12年の浄化槽法改正で、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、既設単独処理浄化槽は合併処理浄化槽へ転換するよう努力義務が課せられましたが、「自己負担額が大きいこと」等により転換が思うように進んでいません。

今後も、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付し合併浄化槽の設置を促進する必要があります。

水道の料金収入については、節水器具の普及や近年の景気低迷、地下水への切り替え等により、使用水量が減少する中で、将来的にも増加が見込めない状況にあります。

一方、古原浄水場も20年を経過し電気設備関係の交換や修繕等、施設の維持管理費、老朽化した施設の更新事業に要する経費の増加が見込まれるなど厳しい状況にあります。

こうしたことから、給水収益の減少や施設の更新事業に対する経費の増加などにより、今後経営が厳しくなると考えられます。

水道事業の運営を長期的に健全に維持していくために、財政計画の策定のもと、経営の効率化を推進するとともに、適正な料金水準を確保する必要があります。

主要施策

(1) 町民から信頼される水道づくり

将来にわたり、安全で良質な水を安定して供給するために、水質管理体制の強化、施設の更新や耐震化を進め、平常時はもとより非常時でも供給できる水道を構築します。

(2) 町民の満足度の向上

- ①町民の視点に立ち、情報公開を積極的に推進し、水道事業に対する関心や参画意識を高めます。
- ②多様化するニーズや社会情勢に対応し、提供するサービスの質及び利便性を向上させることにより、町民の満足度を高めていきます。

(3) 経営の健全化の推進

- ①経営環境の変化等を踏まえ、中長期的な視点に立った経営計画を策定し、より一層計画性、透明性の高い水道事業経営の推進を図ります。
- ②選択と集中により事業を推進し、コスト縮減に努め、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）により、適切な改善の見直しを実施します。

(4) 人材の育成と活用

職員の技術・能力の強化を図るとともに、常に職員間で目標を共有し、組織が一丸となって取り組める環境を作ります。

(5) 合併浄化槽への転換の促進

単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に対して、補助金を交付し設置を促進します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|----------------------------|
| 合併処理浄化槽設置促進事業 | 単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換に対して補助 |
| 浄水場設備工事 | 浄水場の電気・機械設備の更新 |
| 配水管布設替え工事 | 水道配水管の布設替え工事（耐震管への入替工事） |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|---------|----|------|-----------------|-------------------------|
| 生活排水処理率 | % | 66.0 | 76.0 | 合併浄化槽処理人口率 |
| 水道普及率 | % | 77.7 | 79.5 | 給水世帯の増加（加入促進） |

3. 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

施策の方針

廃棄物の適正な処理を促進するとともに、ごみの減量化やリサイクル運動等を通じて「3R運動（廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）・再使用（Reuse：リユース）・再利用（Recycle：リサイクル）」を全町的な視点で取り組み、循環型社会の形成を進めます。

現状と課題

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型の社会を形成していく必要があります。

ごみの発生量、リサイクル率、再資源化率ともほぼ横ばいの状況が続いており、循環型社会を形成していくために必要とされる「ごみの発生抑制・再使用・再利用（3R）」を実現していく上で、今後も行政、住民、事業者の役割を明確にして積極的に取り組む必要があります。

この3Rを推進することで、ごみ処理事業にかかる経費を削減できるほか、ごみの焼却に伴う二酸化炭素等の地球温暖化原因物質の削減、最終処分場への処分量の削減などにより、地域の環境を守ることに繋がります。このような状況を把握し、3Rを主とした循環型社会を形成していきます。

主要施策

(1) ごみの適正処理の推進

ごみの分別、資源化など適正なごみ処理を推進していきます。

(2) 3R運動の推進

①資源物回収所での資源物の回収を推進し、ごみの再資源化・減量化を図ります。

②使用済み小型家電及び家庭用使用済みインクカートリッジ回収ボックスを設置し、ごみの再資源化・減量化を図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 資源物拠点回収事業 | 新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトルキャップを資源物回収所にて拠点回収。 |
| 使用済み小型家電リサイクル事業 | 不要になった小型家電をボックス回収。 |
| 家庭用使用済みインクカートリッジ回収事業 | 使用済みのインクカートリッジをボックス回収。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|---------------|----|-----|-----------------|---------------------------|
| 再生可能な資源のリサイクル | t | 164 | 180 | 1年間に資源リサイクルとして収集される資源ごみの量 |

4. 消防・防災体制の充実

施策の方針

昨今、首都圏直下型地震や南海トラフ地震の発生が危惧されており、防火・防災意識の高揚を図るとともに、各種ハザードマップの更新、防災備蓄品の確保や防災施設・機具の整備を進めます。

現状と課題

消防体制は、常備消防について平成18年3月より成田市に委託しており非常備消防については町が管理となっています。神崎町消防団は2分団13部186名で組織されており、『わがまちを災害から守る』という使命感のもと、災害対応訓練など各種消防訓練を行い、消防・防災に関する知識や技術を習得し活動を行っていますが、昨今の就業構造の変化や若年層の都市部への流出、地域の連携意識の希薄化等により消防団を取り巻く環境は大きく変化し、現在は若年層消防団員の確保が緊急の課題となっています。

消防施設・装備に関しても佐原市外五町消防組合より引き継いでから年数を経過しており、特に防火水槽については火災の初期消火や災害時の断水などで重要な役割を務めるにもかかわらず老朽化した施設が多数確認されているため、計画的な改修を進める必要があります。

また、防災体制については、災害の予測・被害軽減を図るため各種ハザードマップの更新を行い、防災備蓄品の確保・充実に今後一層努めていく必要があります。

主要施策

(1) 消防体制の充実

- ①成田市消防本部と連携して常備消防体制の充実を図るとともに、迅速な消火活動を図ります。
- ②消防団員の確保と組織の強化充実を図ります。

(2) 火災予防意識の向上

- ① 春季及び秋季火災予防運動において防災行政無線での周知を行うとともに、特に火災シーズンとなる秋には火災予防パレードを実施し、町民の火災予防意識の向上を図ります。
- ② 消防団各部が地域住民の防火意識の高揚と火災発生の未然防止を図るため、歳末特別警戒を実施し火災予防に努めます。

(3) 消防施設・装備の充実

- ① 消防ポンプ及び積載車について、年数の経過したものから計画的に更新し非常備消防体制の強化充実を図ります。
- ② 消防団員が使用する安全靴や防火衣等を充実させ、団員の安全確保を図ります。
- ③ 老朽化した防火水槽の改修を行い、防火体制の強化充実を図ります。

(4) 救急・救命体制の充実

- ① 成田市消防本部と連携して、救急・救命体制の充実・高度化を図ります。
- ② 高齢者世帯や独居老人・要介護者など災害弱者の把握に努め、関係機関との連携を強化して緊急時の体制充実を図ります。
- ③ 地区防災訓練でAEDの使用方法など応急措置の指導を実施し、救急・救命に対する町民意識の普及と向上に努めます。

(5) 地域防災計画等の整備と防災意識の高揚

- ① 地域防災計画及び国民保護計画について、必要に応じて適宜見直し修正を実施します。
- ② 災害を未然に防ぎ、被害を最小限とするため、日頃から町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練・避難訓練の実施を検討します。
- ③ 各種ハザードマップの更新、周知活動や広報活動に加え、社会教育や学校教育と連携した啓発活動を進めます。

(6) 防災基盤の整備・充実

- ①災害時に速やかな対応を取るために、消防防災体制の強化を推進するとともに、防災用資機材等の充実を図ります。
- ②災害時における消防団との連携・協力体制の強化を図ります。

(7) 各地区ごとに災害に強い地域協力体制の確立促進

- ①災害時の避難場所について周知徹底するとともに、自主防災組織の強化・連携促進を図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|---------------------|
| 消防ポンプ・積載車更新 | 年数の経過した消防ポンプ・積載車の更新 |
| 防災倉庫備蓄品購入 | 防災倉庫に備蓄する食料等の購入・更新 |
| 防火水槽改修 | 老朽化した防火水槽の改修 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|----------------|----|------|-----------------|-------------------------|
| 火災発生件数及び死傷者数 | 件 | 平均 6 | 平均 3 | |
| 避難経路・避難場所の認知率 | % | 63.0 | 75.0 | 認知率の約2割増 |
| 防災体制に関する町民の満足度 | % | 18.2 | 20.0 | 満足度の約1割増 |

5. 防犯活動・交通安全対策等の充実

施策の方針

交通安全と防犯について、関係機関とさらなる連携を図りながら、各種啓発活動を通じて、町民の意識向上とルールや問題点に対する理解度が深まる活動を行っていきます。

児童の登下校時を安全に見守るシステムの充実を図ります。

現状と課題

平成23年12月から現在まで町内における死亡事故件数ゼロを継続しています。今後も、香取警察署、香取交通安全協会神崎支部等とさらなる連携を図りながら、各種啓発活動、交通安全教室、街頭監視を通して幼児からお年寄りまで交通安全の意識向上を図っていくことが重要です。

また、都市化の進展による地域社会の連帯意識の希薄化、国際化の進展など、様々な社会情勢の変化を背景に、道路や公園など身近な場所で犯罪が増加し、治安の悪化に対する不安が広がっています。特に学校では、犯罪の被害者になりやすい子どもたちが集まっている場所であることから、犯罪の防止に配慮した管理の徹底を行うため、不審者・侵入者への緊急対応マニュアルを作成して、このマニュアルに沿って警察等の関係機関と連携をして不審者対応訓練を行っています。

このような状況の下、事故や犯罪を防止するため、防犯パトロール車による巡回や、児童の登下校時を中心とする防犯ボランティアの見回りを行い、さらには、地域の老人クラブに協力をお願いするなど、関係団体や関係機関と連携しながら、防犯環境の整備をさらに充実させていくことが必要です。

本町では危険な交差点等の安全対策として、カーブミラーやガードレール、白線による速度抑制対策等を計画的に実施していますが、今後とも交通安全を目的とした施設の設置を積極的かつ計画的に実施していく必要があります。

主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

- ①春・夏・秋・冬の交通安全運動を中心に年間を通じた交通事故防止に努めます。
- ②保育所・小学校等で交通安全教室を実施し交通安全の意識向上と交通ルールの周知に努めます。
- ③シートベルトの着用とチャイルドシートの着用の徹底及び飲酒運転の根絶に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

交通安全を目的とした施設の設置を積極的かつ計画的に実施します。

(3) 通学路安全対策の強化

- ①神崎町通学路安全推進会議で通学路合同点検を行い、通学路における危険個所の確認や対策を実施していきます。
- ②交通安全教室を実施して、地域の特性に応じた交通事故防止の知識を身につけます。
- ③交通事故の危険個所や防犯の問題上の場所について、安全マップを作成して、保護者や関係者に配布します。

(4) 防犯対策の充実・強化

防犯パトロール車の有効活用と効率的な運用に努めます。

(5) 学校における防犯対策の充実・強化

- ①学校、保護者、地域ボランティアや警察等関係機関等による安全対策推進体制の整備をさらに推進します。
- ②防犯ボランティア、保護者等による登下校時のパトロール、子ども110番の家等の拡大に努めます。

(6) 防犯にかかる学校施設や携帯備品等の整備

- ①児童生徒用の携帯用防犯ベルの充実を図ります。
- ②防犯パトロール用備品等の整備を図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|---------------------------------------|
| 交通安全施設整備事業 | カーブミラー、ガードレール、区画線などの設置 |
| 交通安全教室 | 町内保育所、小学校及び老人クラブを対象に交通安全意識の向上のため教室を実施 |
| 街頭啓発 | 街頭において、ドライバー及び同乗者へ啓発物資を配布し注意を呼びかける |
| 薄暮時街頭監視 | 薄暮時に街頭にてドライバーへ注意を喚起する |
| 防犯パトロール用備品整備事業 | 防犯パトロールに必要なステッカーや防止、腕章等の整備 |
| 地域安全マップ作成事業 | 地域ぐるみ総点検を行い、防犯上、危険個所のマップを作成 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------|----|------|-------------------|-------------------------------------|
| 交通安全体制に関する町民の満足度 | % | 17.6 | 25.0 | |
| 防犯体制に関する町民の満足度 | % | 19.8 | 26.0 | |
| 防犯ボランティア登録数 | 人 | 52 | 57 | 教育委員会調査。 平成 26 年度の約 10%増を目指す。 |

第7章 みんなの絆で取り組む住民 主導のまちづくり

1. 地域活動・コミュニティ活動の充実

施策の方針

地域コミュニティへの支援として、区コミュニティ活動における自治宝くじ助成制度の利用や地区集会施設の維持管理などを主体的に行っていくよう支援していきます。

また、行政と地域の連携と住民交流を主体としたコミュニティ活動の充実を図ります。

現状と課題

私たちの生活は、個人や家庭があくまで基本ではありますが、高齢社会や核家族化の進展、などを考えると、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティの復活が大きな課題といえます。この問題は、行政だけでも、地域だけでも解決できる問題ではなく、両者が一体となって考えていく必要があります。

本町では従来の集落単位で区が組織され、伝統的な祭りや行事などのコミュニティ活動が営まれています。また、これからの新しいまちづくりを進めるために、地域自らがコミュニティ活動を通じて環境美化など地域の問題に主体性を持って取り組み、地域活動の活性化に努めています。

一方、町では地域からの要望に自治宝くじ助成事業制度を活用し応え、地域コミュニティ意識の醸成に努めてきましたが、今後これら助成制度を利用し、地域の自主性・主体的な体制づくりを支援していく必要があります。

また、地域活動の拠点となる地区集会施設は、指定管理者制度が導入され今後もこれら施設の維持管理を各地区が主体的に行っていくための支援を進めていく必要があります。

自治宝くじ助成事業の実績

| 年度 | 事業内容 | 助成地区 |
|----------|------------|------|
| 平成 23 年度 | 祭礼用大人神輿の修繕 | 本宿区 |
| 平成 24 年度 | 祭礼用女神輿の修繕 | 本宿区 |
| 平成 25 年度 | 祭礼用大人神輿の修繕 | 神宿区 |
| 平成 26 年度 | — | — |

主要施策

(1) 地区を単位とした地域活動への支援

- ①地区を単位とした、自主的・主体的活動に対し、助成制度を活用し地域活動の支援に努めます。
- ②活動拠点となる地区集会施設についても地域の主体的な維持管理を支援します。
- ③各地区の行事などに子ども達が積極的に参加するよう促進します。

(2) 地域リーダーの育成

子ども会の保護者から地域リーダーの育成を目指します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------------|---|
| コミュニティ助成事業 | 地域コミュニティ活動への事業助成 |
| コミュニティセンター助成事業 | 地区集会施設の増改築事業等への助成 |
| 町民まつり（なんじゃもんじゃいきいきフェスティバル） | 地域振興と住民コミュニティへの活性化 |
| 地域リーダー育成事業 | 町子ども会を中心に子ども会育成講習会に参加し、地域リーダーの育成に努めている。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|-----------------------|----|------|-------------------|-------------------------|
| コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度 | % | 31.7 | 35.0 | 満足度の1割増 |
| 子ども会育成者の養成数 | 人 | 12 | 15 | |

2. ボランティア活動・NPO活動の充実

施策の方針

各種ボランティア活動・NPO活動の具体的な活動内容を把握し、住民ニーズに沿った情報提供と活動支援に努めます。

現状と課題

本町においても様々なボランティア活動が展開されていますが、近年行政だけでは対応しきれない課題が増加しており、福祉やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず、防災、環境、生涯学習など多様な分野でのボランティア活動が重要視されてきています。町民の意向を尊重した満足度の高いまちづくりを進めるため町民と行政との「協働のまちづくり」の充実が重要であり、町民のボランティア活動等に対する関心が一層高まっていくことが期待されます。さらに、様々な分野での活動を、社会福祉協議会と連携を図り、全町的なボランティア・まちづくり活動への一元化を確立し、人材の育成、情報収集、相談と幅広い対応への機能充実を推進していくことが必要です。

また、地域や社会をより良くするために活動する住民活動団体いわゆるNPO活動推進の大切さが増しています。NPOの組織化や活動支援を図るとともに、様々な課題解決のために行政との連携・協働して事業に取り組んでいくことの重要性が増しており、こうした活動により、町民相互が共に支え合う地域風土の構築に努めることが大切です。

NPO活動登録団体の数

| | |
|----------|---|
| 平成 21 年度 | 1 |
| 平成 27 年度 | 2 |

主要施策

- (1) ボランティア活動・まちづくり活動の一元化の確立
 社会福祉協議会と連携してボランティア活動・まちづくり活動の一元化確立に努めます。
- (2) ボランティア活動・NPO活動についての情報提供の充実
 ボランティア活動・NPO活動の取り組み団体や具体的な活動内容等を把握し、住民ニーズに沿った情報提供と周知に努めます。
- (3) 各団体と町民・行政の協働によるまちづくり活動の推進
 町民と行政との協働によるボランティア・まちづくり活動の推進に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|------------------------|
| (仮称)住民活動推進センター設置 | ボランティア活動・まちづくり活動の組織一元化 |
| NPO活動支援 | NPO活動 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|----------------------|----|-----|-----------------|-------------------------|
| NPO活動団体登録団体の数(県認可登録) | 団体 | 2 | 3 | |

3. 人権対策・男女共同参画の推進

施策の方針

男女共同参画による地域社会を形成するため様々な啓蒙啓発を推進します。また、人権活動の推進と啓蒙活動の充実を図り、人権に対する意識の高揚に努めていきます。

現状と課題

社会教育では、偏見や差別のない明るい社会を構築するために、高齢者教室など多くの町民が参集した機会に、人権問題にかかる研修会を開催し理解を促していますが、研修回数や参加者が少ないことから、内容を改善する必要があります。

学校教育では、道徳の時間など学校の授業を通じて、相手の気持ちを考え、差別・偏見をなくすなど、児童生徒の発達段階に応じた学習に取り組んでいます。また、特別支援学校とのレク活動を通じて、思いやりの心を育てたり、スクールカウンセラーの活用により、教育相談を実施するなど機会あるごとに、人権教育に対する重要性やあり方について、情報交換を行っています。

こうした状況の中で、長期的な展望に立って、人権相談員や法務局その他関係機関と連携を深めながら、取り組みを展開していく必要があります。

男女共同参画の推進について、教育委員会では女性の会の名称で組織化されています。自主的なサークル活動や町施設の除草などを、ボランティアで積極的に実施しており、その活動に対して町から補助を行っています。

しかし、男女共同参画にまでは達していないため、今後は女性の社会参画の促進及び組織の充実を図っていかねばなりません。

特に、基幹産業が農業である本町においては、農業施策の一つとしても男女共同参画の推進をしていく必要があります。後継者不足や担い手の高齢化、農産物価格の低迷での農業経営を改善する上でも女性の参画が必要であり、女性ならではの農産物の加工

品づくりや販売などを視野に入れた経営も必要になってくると考えます。そのために「家族経営協定」の締結を推進し、積極的に農業経営に女性が参加し、役割や約束を明確にする必要があります。

主要施策

(1) 人権に対する意識の高揚

- ①成人式や各種教室の時間を利用して、人権意識の高揚に努めます。
- ②学校では、PTAや専門部会等で、人権教育に対する教職員や保護者の共通理解を図ります。
- ③次世代育成事業の一環として、家庭教育学級での研修会の開催に努めます。
- ④人権問題にかかるビデオの上映や生涯学習教室によるパンフレットの配布等を行います。
- ⑤人権週間において、啓発資料の配布やポスター等によるPRを進めます。
- ⑥中学生人権標語や人権作文コンテストへ今後も応募し、人権の啓発を推進していきます。

(2) 人権活動の推進

- ①人権擁護委員や法務局その他関係機関と連携をして、人権活動を推進します。
- ②学校や児童相談所等との連携により、いじめや幼児虐待等の早期発見、問題解決等に速やかな解決が図られるよう努めます。

(3) 男女共同参画の推進

- ①女性団体の活動支援と人材育成を図ります。
- ②学校教育、生涯教育活動等を通じて、男女共同参画意識の啓発・研修活動の拡充に努めます。

(4) 農林水産業における男女のパートナーシップの確立

農業での役割や責任等ルール化を図り、生活面とのワーク・ライフ・バランスを充実させるための家族経営協定の締結を促進します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|----------------------|
| 人権作文応募事業 | 毎年人権作文に応募し、人権の啓発を行う。 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------------|----|-----|-------------------|-------------------------------------|
| 家族経営協定戸数（女性を含む） | 戸 | 5 | 6 | 現状の2割増加 |
| 女性の会の会員数 | 人 | 45 | 50 | 教育委員会調査。 平成 26 年度の約 10%増を目指す。 |

第8章 協働のまちづくりと開かれた自治体経営

1. 協働のまちづくり体制の整備

施策の方針

住民参加の機会を増やし、町からの情報提供を充実させることにより協働のまちづくりの体制確立を進めます。

現状と課題

地方自治体は、地方分権の進展により自主的なまちづくりが可能となる一方で、活力ある個性豊かな地域づくりを自らが選択し自ら責任を持つことが求められています。また、住民ニーズや生活様式の多様化・高度化が進み、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することは、事務量的にも財政的にも限界が近づいている状況にあります。

近年、地域に愛着を持つ町民のまちづくりへの参加機会として、公募選出を加えた「まちづくりミーティング」を発足させ、情報を的確に公開し町民と行政とが共通の認識を持ちながら、魅力あるまちづくりの具現化を推進しています。今後、より一層町民の意向を尊重した満足度の高いまちづくりを進めるため、要望に対応する受け身の行政から、情報を的確に公開し町民と行政とが共通の認識を持ち一緒に考え、ともに行動する積極的な行政に転換していく「協働のまちづくり」体制の充実が重要な課題となっています。

主要施策

(1) 住民の声がまちづくりに反映する場の拡充

町民との意見交換の場を拡大し、より多くの意見聴取を行うため、パブリックコメントやタウンミーティング等の開催に努め、町民の声がまちづくりに反映するよう努めます。

(2) まちづくりミーティング活動の充実

まちづくりミーティングを住民参加機会としてさらなる発展的な活動と充実を図ります。

- ・公募選出者の増員
- ・開催回数と内容の拡大
- ・可能な限り、提案事項の継続的な検討を行うためのグループ編制化での討議

(3) 行政と町民による協働のまちづくりの推進

行政と町民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

(4) まちづくりへの町民参画機会の拡充

- ①町の計画や事業に対して町民の参画を促進し、自治意識の醸成・高揚に努めます。
- ②ホームページから各種計画や構想へのパブリックコメントを集められるよう努めます。
- ③行政と町民の協働によるまちづくりに取り組むため、NPOやボランティア団体のまちづくり活動を支援します。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|---------------------|
| タウンミーティング開催事業 | 住民の声を聞くタウンミーティングを開催 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|-----------------|----|-----|-----------------|-------------------------|
| 審議会委員等の一般公募選出割合 | % | 0 | 20 | |
| まちづくりミーティング開催 | 回 | 0 | 6 | 増加を目指す |

2. 情報公開と広報広聴の充実

施策の方針

月に1回発行する町広報誌に加え、近年利用者が増加しているインターネットを使った町ホームページを有効的に使い、広報広聴活動を展開していきます。また、新たに誕生した町のPRマスコットキャラクター「なんじゃもん」を活用し各種イベント等で神崎町を広くPRしていきます。

現状と課題

住民参加のまちづくりには、行政からの情報を的確に公開・提供し、まちづくりの現状や課題等について、行政と町民が共通の認識を持てるようにするとともに、町民からの行政に対する要望・意見を的確に把握して、行政運営に反映していくことが必要です。

町民への広報活動としては「広報こうざき」や「議会だより」があり、町民に親しまれる紙面づくりを心がけながら、情報提供に努めてきました。今後も町民にわかりやすく、また町民の関心を高めるような紙面づくりに努めていく必要があります。

また、利用率が増加しているインターネットを使った町ホームページの掲載内容を常に更新しながら情報提供の充実に努めるとともに、町ホームページから町民の問合せや要望を受ける広報広聴活動の充実に努めていく必要があります。

さらに、「明るいまちづくりへの声」などの広聴活動も継続的に行い、各種の審議会や委員会においても、幅広く町民の参画を得ながら、行政計画の策定と施策の執行に努めています。

今後とも、広報広聴活動をさらに充実して、住民参加のまちづくりを推進する必要があります。

主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 町民の行政への関心と参画意識を高めるため、広報紙の掲載内容の充実に努めます。
- ② 町ホームページを活用して、最新の情報を迅速に提供できるように努めます。
- ③ 町のPRマスコットキャラクター「なんじゃもん」を活用して、町の情報発信に努めます。
- ④ 「明るいまちづくりへの声」、町ホームページ等による町民の意見や提案などが、町政に的確に反映するように努めます。
- ⑤ 要望に応じ地区座談会の開催を検討していきます。

(2) 個人情報の保護と情報公開の推進

町が保有する個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、情報の適正な管理をするとともに、情報公開制度の周知に努めます。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|--------------|
| 広報事業 | 広報誌発行による情報公開 |
| 町ホームページ事業 | 町HPによる情報公開 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------------------|----|---------|-----------------|-----------------------------|
| 町HP閲覧アクセス件数 | 件 | 119,190 | 140,000 | アクセス数の2割増 |
| 広報・広聴活動の状況に関する町民の満足度 | % | 35.4 | 45.0 | 満足度の1割増 |
| 情報公開・個人情報保護の状況に関する町民の満足度 | % | 20.4 | 30.0 | 満足度の1割増 |

3. 開かれた自治体経営の推進

施策の方針

地方の時代を迎え、基礎自治体である町の役割は重要度を増しており、健全な自治体経営に向け行政改革の推進や職員の能力向上に努めます。

また、増大する行政需要に対応するため、引き続き財政基盤の強化・健全化に向けた取り組みを進めるとともに、限られた財源で最大の効果が発揮できるよう、効率的な財政運営に合わせ、町税の適正な課税と確実な徴収に努めます。

さらに、スケールメリットのある広域行政を展開するため周辺市町との連携を推進します。

現状と課題

健全な行政運営と効率化については、第4次行政改革大綱が期間終了を迎え、多角的に経常経費の節減に努めるなど取り組みをほぼ達成し、新たな見直し案の検討が必要です。

また、適正な職員数の管理については、町定員適正化計画に沿って計画的に管理を行い、組織内相互協力しながら住民サービスに努めていますが、退職予定者が一度に重なる時期があり、補充採用を計画的に行う必要があります。

指定管理者制度の活用については、地域振興施設などの管理運営に活用しましたが、管理費用の減額に特化した活用ではなく、利用者の増加などへの有効活用を含めた管理運営について今後検討する必要があります。

また職員養成と人事評価制度については、自治研修センター事業などに積極的参加を促進していますが、今後も地方の時代という新たな地域創生事業への取り組みのため学習機会を増やすとともに、人事評価制度について、これまで研修等を行い意識改革・能力開発に努めていますが、今後とも適正な評価とともに職員育成を継続していくことが重要です。

一方、本町の財政状況は、人口減少や長期化する地域経済の低

迷により、町税収入が歳入全体の2割程度まで落ち込んでおり、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める脆弱な財政基盤となっています。また歳出は、公債費の償還が進み、わずかながら減少するものの、社会保障費や今後一斉に老朽化が進む公共施設の修繕費、圏央道神崎IC周辺整備事業など、今後も増加が見込まれることから、事務事業の見直しやさらなる経費削減努力が必要です。

各種財政指標においては危険度の目安となる値を下回っているものの、財政規模の小さな町ゆえに予断は許されない状況は変わらないといえます。

今後は、自主財源確保に向けた施策の検討と、財政基盤の強化・健全化に向けたさらなる取り組みが必要となっています。

さらに、人口減少を踏まえ、利用需要に見合った公共施設等の最適な配置に向け、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していくことにより、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが重要となっています。

また、町民の日常生活圏の拡大と行政課題の多様化・高度化により、広域的な行政ニーズはますます増大しており、町単独では十分な行政サービスを提供することが困難となっています。

本町は、これまで香取広域市町村圏事務組合をはじめ各種の一部事務組合に加入して、ごみ・し尿の処理や火葬、消防・救急事業等を実施してきました。また、広域的な道路交通網の整備等については、関係市町村との連携を強めながら、事業の推進を図ってきましたが、平成の大合併により、各種一部事務組合が香取広域市町村圏事務組合へ統合され、組織体制や構成市町が変わり、これまで広域行政としていた常備消防は成田市への委託事務に、非常備消防については、町管轄となり、本町を取り巻く広域行政環境は大きく変化しました。

本町のような小さい自治体にとって広域行政はスケールメリットのある行政サービスを展開する有効な手段なため、近隣自治体と連携協力を強め連携する事業を増やしていく必要があります。

主要施策

(1) 行政改革の推進

- ①行政改革大綱の見直しを図り、健全で安定した行政運営に努めるとともに、費用対効果があげられるような事業展開に取り組みます。
- ②適正な職員定数の管理に努めるとともに、行政組織や分掌事務を常に点検し町民サービスの向上を図ります。
- ③指定管理者制度を活用した管理施設の有効利用や事務事業の委託を積極的に取り組みます。
- ④本町実態に即した行政評価制度の導入を検討します。

(2) 地方分権に対応できる職員の養成と人事評価制度の導入

- ①職員の政策立案や政策法務などの能力を高めるため、地方の時代という地域創生に取り組み対応できる職員を養成します。
- ②人事評価制度の定着化を図るとともに、職員意識の向上と能力開発に努めます。

(3) 健全財政の確立

- ①社会経済情勢を的確に把握し、長期的な展望に立った財政予測を行うとともに、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図り、廃止可能なものは廃止し、新規施策・事業については、その必要財源を自ら確保するよう努めます。
- ②税の賦課に関する課税客体の正確な調査・把握等を行い、適正でかつ公平な課税に努めるとともに、収納率向上のため、滞納者への督促活動の強化や納税組織の活用、口座振替制度の普及など収納体制を整備し、自主財源の確保に努めます。
- ③事業実施にあたっては、国・県の補助制度の有効活用や地方債の計画的な運用を図ります。
- ④受益者負担の適正化・公平性の観点から、各種使用料・手数料等の検証と見直しを行います。
- ⑤公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の最適化を総合的・計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

- ①広域的な行政課題に対応するため、香取広域市町村圏事務組合等による連携を強化し、幅広い分野で広域事業の推進に努めます。
- ②本町及び周辺市町にまたがる事業の実施に際して、関係市町と連携しながら、国・県に事業の推進について積極的に働きかけていきます。

(5) 周辺市町との広域連携事業の検討

観光や公共交通機関の運用など事業連携で対応できるものは、積極的に連携の呼びかけ、運用を図ります。

主要な事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------------|---------------------------------|
| 成田空港圏観光パンフレット発行事業 | 成田空港周辺9市町の観光パンフレットを作成 |
| 財政状況の公表 | 町広報誌やホームページを活用して情報提供 |
| 公共施設等総合管理計画の策定 | 公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに関する中長期計画を策定 |

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (平成32年度) | 備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等) |
|----------------------|----|-------|-----------------|-------------------------|
| 行財政改革の進捗状況に関する町民の満足度 | % | 14.7 | 23.0 | 前期計画における目標値と同じ |
| 町税の収納率 | % | 90.45 | 93.0 | H19年以前の水準まで回復 |

神崎町

神崎町第4次総合計画後期基本計画 —みんなで創る こうぎきプラン—

発行日：平成28年3月

編集・発行：神崎町まちづくり課

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地

TEL：0478-72-2111 FAX：0478-72-2110

URL：<https://www.town.kozaki.chiba.jp/>
